

2022年度哲学若手研究者フォーラム 発表要旨・タイムテーブル

2022年7月23（土）・24日（日）
於 オンライン開催（Zoom および Google ドライブ）

★2022年度 哲学若手研究者フォーラム案内	3
★参加にあたっての注意点	4
★タイムテーブル	5
★テーマレクチャー「社会存在論」講演要旨	7
社会存在論入門——集団的行為者の議論を中心に	8
共同行為のミニマリズム	10
★ワークショップ発表要旨	12
行為・知識・責任：法と哲学の対話	13
★個人研究発表要旨	14
探究と認識的正当化	15
真正性の二つの意味と三つの存在論的区別	16
『善悪の彼岸』の価値創造の過程の検討	17
シェリング『自我論』とネオ・フレーゲアン——同一性言明について——	18
ジル・ドゥルーズ『ザッヘル＝マゾッホ紹介』における「ユモア」	19
中井久夫の思索と臨床	20
構成的規則をどのように考えるべきか 法哲学の視点から	21
カントにおける超越論的自己と経験的自己の同一性の問題	22
コンヴェンションが規範の一種であるとはいかなることか？—— D・ルイスの『コンヴェンション』における規範性の問題 ——	23
「ただの冗談」の何が悪いのか	24
ガヤトリ・スピヴァクによるサバルタン・スタディーズへの「介入」——『サバルタンは語る事ができるか』再考に向けて——	25
精神疾患の「種類」に関する考察	26
VTuberがVTuberとして現出するということ——アリストテレスの「デュナミス」および「エネルゲイア」概念を手がかりに——	27
ヘーゲルとメタ哲学	28
ロボットの権利の問題について	29
ガブリエル・タルド『模倣の法則』における偶然論——創造的偶然としての発明、クールノーの批判的継承——	30
「生の技法」としての哲学：ホワイトヘッドにおける進化論と哲学の方法	31
ドゥルーズ『差異と反復』における強度の個体化論とクロソウスキー	32
テイラーの論理的決定論の妥当性について	33

アウグスティヌスの前期著作における文体の問題	34
「美的経験の自然化」を正しく位置づける	35
ハイデガー『存在と時間』における歴史の実存論的な基礎づけについて	36
フェミニスト認識論における無知と信頼性	37
人工知能は道徳的エンハンスメントの役に立つか	38
メタ倫理学における反実在論は道徳的に間違っているのか	39
哲学と弁論の関係から見たキケロとセネカの哲学観	40
自己説明的な形而上学的基礎づけ主義についての考察	41
霊による必然性の説得：後期シモーヌ・ヴェイユのマルクス主義批判と宇宙論	42
これは性的行為であるがセックスではない——セックスの哲学における性的行為の概念整理の試み	43
グラウンディングのimpureな論理について	44
フェリックス・ガタリにおけるスキゾフレニー	45
マックス・シェラーにおける「共同感情」の位置づけ	46
両義的なものの差異は根源的か？—レヴィナス『存在するとは別の仕方』に於ける主体性の内的構造について—	47
サイエンスとアートは世界をどう認識するのか？ True Enoughを中心にキャサリン・Z・エルギンの認識論を紹介する	48
理想国に哲学者と民衆の合意は存在するのか	49
アリストテレスの「道具的理性」と人工知能(AI)について	50
グッドマンの記号論における例示概念と芸術の認知的価値	51
合理的なアクラシアはいかにして可能か	52
ガダマーの芸術論における「象徴」概念の逆説	53
『哲学の探求』49号刊行のご報告	54
若手フォーラム・ウェブサイトについて	54
2022年度若手フォーラム世話人(順不同)	54

★ 2022年度 哲学若手研究者フォーラム案内

今年度も前年度に引き続き、オンラインでの開催となります。テーマレクチャー「社会存在論」の詳細につきましては追って、ウェブサイト上に掲載いたします。

- 日程: 2022年7月23日(土)・24日(日)
- 会場: オンライン会場 (Zoom および Google ドライブ)
- 参加費: 一律 2000 円

- 参加方法
参加者登録はPeatixで行います、期日までにお支払ください。
参加用のリンク式は、7月上旬以降に別途お送りいたします。

- 発表形式
 1. Zoom
タイムテーブルに従って実施します。個人研究発表は75分、ワークショップは120分、テーマレクチャーは180分です。(全て発表と質疑込み)なお、テーマレクチャーの質疑は Google フォームを通して行われる予定です。

 2. Google ドライブ
タイムテーブルに掲載されていない個人研究発表については、昨年度と同様、発表者がGoogleドライブに発表資料をアップロードし、7月23日(土)9時から公開することで発表を行います。参加者による質問は公開から7月25日(月)の23:59までGoogleフォームを通して受け付け、フォーラムが終わり次第、運営委員から発表者にお伝えします。質問に対し発表者は、発表時に用いたGoogleフォルダに回答を掲載することができます。発表原稿および回答は一定期間掲載され、2022年8月末にGoogleフォルダから削除される予定です。

- 全体会
全体会は、若手フォーラムのあり方について意見交換する場です。決算報告や時期世話人の承認も行われます。今年度は2日目の16:10-17:00に行います。

★ 参加にあたっての注意点

〈通信環境〉

- Zoom発表にご参加の方は、騒音が少なく安定したインターネット通信が可能な環境の確保をお願いいたします。
- Zoomアプリのインストールおよび動作確認につきましては、ご自身でご準備をお願いいたします。
- フォーラムとしてZoomのインストールおよび操作に関するサポートは出来かねますのでご了承ください。

〈会場への入室方法〉

- ★ 適切な時間になりましたら、お知らせしたZoomのミーティング情報からご入場ください。

〈入室時に行っていただくこと〉

- ★ 会場入室時に、以下の操作をお願いいたします。
→アプリケーションの「参加者」ボタンを押すと、参加者一覧が表示されます。ご自身の名前の「詳細」ボタンを押して、**可読的な名前に変更**してください。

〈質疑応答について〉

- ★ 聴講者の方は、マイクをミュートにしてください(ホストで聴講者を基本ミュートにしていますが、もしマイクがオンになっていた場合にはミュートにしていただけるようにご協力をお願いいたします)。
- ★ **質疑応答の時間に質問がある場合は「手を挙げる」ボタンを押してください。司会が指名し、ミュート解除可能にしますので、ご自身でミュートを解除してご質問をお願いいたします。なお、何らかの事情で口頭での質問が難しい場合は、コメント機能を使用しても構いません。**
- ★ 質問が終了したら、ふたたび「ミュート」ボタンを押すと同時に、「手を下ろす」ボタンを押して挙手を解除してください(「手を挙げる」は一度押すと「下ろすまで」解除されません)。
- ★ テーマレクチャーは、Googleフォームのみで質問を受け付けます。

〈注意事項〉

- ★ 発表無断録画・撮影、ならびに第三者による発表資料の再配布を禁止します。
- ★ **参加に際しては、配慮のある参加態度をお願いいたします。**

★ タイムテーブル

1日目 7/23(土)			
会場	アカウント1	アカウント2	アカウント3
9:00-10:15	真正性の二つの意味と三つの存在論的区別 伊藤 迅亮 司会:大厩 諒	アウグスティヌスの前期著作における文体の問題 石川 知輝 司会:三浦 隼暉	ガブリエル・タルド『模倣の法則』における偶然論 上田 圭 司会:柳田 詩織
10:20-11:35	構成的規則をどのように考えるべきか 吉原 雅人 司会:吉良 貴之	ヘーゲルとメタ哲学 小原 優吉 司会:雨森 春香	ガヤトリ・スピヴァクによるサルタン・スタディーズへの「介入」 高柳 瞭太 司会:坂本 美理
11:35-12:20	昼食休憩		
12:20-13:35	「美的経験の自然化」を正しく位置づける 千葉 汐音 司会:中根 杏樹	『善悪の彼岸』の価値創造の過程の検討 横田 幹成 司会:田中 奏々	【ワークショップ】 行為・知識・責任:法と哲学の対話 太田 雅子 吉良 貴之 薄井 尚樹
13:40-14:55 (WS -14:20)	グッドマンの記号論における例示概念と芸術の認知的価値 汪 瑾如 司会:西本 優樹	マックス・シェラーにおける「共同感情」の位置づけ 渡辺 朱音 司会:八重樫 徹	
15:00-18:00	テーマレクチャー(アカウント3) 社会存在論 倉田 剛・三木 那由他		

2日目 7/24(日)			
会場	アカウント1	アカウント2	アカウント3
9:40-10:55	「生の技法」としての哲学 上田 有輝 司会:澤崎 高広	霊による必然性の説得 中田 和希 司会:池田 信虎	ロボットの権利の問題について 松尾 彩花 司会:長門 裕介
11:00-12:15	テイラーの論理的決定論の妥当性について 清水 大毅 司会:澤崎 高広	中井久夫の思索と臨床 菊池 壮太 司会:池田 信虎	VTuberがVTuberとして現出するということ 山野 弘樹 司会:西本 優樹
12:15-13:30	昼食休憩		
13:30-14:45	グラウンディングのimpureな論理について 坪井 祥吾 司会:富山 豊	フェリックス・ガタリにおけるスキゾフレニー 田中 佑樹 司会:石井 雅巳	アリストテレスの「道具的理性」と人工知能(AI)について 李 倩 司会:中根 杏樹
14:50-16:05	合理的なアクラシアはいかにして可能か 高山 馨 司会:西本 優樹	ドゥルーズ『差異と反復』における強度の個体化論とクロウスキー 人見 隼平 司会:石井 雅巳	理想国に哲学者と民衆の合意は存在するのか 平石 千智 司会:田中 奏夕
16:10-17:00	全体会(アカウント3)		

2022年度哲学若手研究者フォーラム
テーマレクチャー「社会存在論」講演要旨

社会存在論入門——集团的行為者の議論を中心に

倉田 剛(九州大学)

次のような諸事実——〈2022年2月ロシアはウクライナの領土への軍事侵攻を開始した〉、〈私の財布に入っている紙片は1万円札である〉、〈ジョー・バイデンはアメリカ合衆国第46代大統領である〉、〈文学部教授会はその学生に奨励金を授与する決定を下した〉——が成り立つような世界を「社会的世界」(social world)と呼ぶとすれば、その世界の基礎的な構成要素とは何であるのか。それらはいかなる仕方で存在しており、互いにどのような関係に立つのか。

社会存在論(social ontology)は、こうした社会的世界の本性、存在様態、構造等についての根本的な問いに取り組む、形而上学の新しい分野である。今日それは、社会諸科学の基礎を探求する「社会科学の哲学」(philosophy of social science)の一部と見なされることもある(Cartwright and Montuschi [eds.] 2014)。

このレクチャーは二つのねらいをもつ。第一のねらいは、わが国において紹介が進んでいるとは言いがたい社会存在論の簡単な「見取り図」を提供することであり、第二のねらいは、代表的なトピックスの一つである「集团的行為者」(group agent)をめぐる議論に関して、現時点での私自身の見解を述べることである。

レクチャーの前半では、社会存在論にほとんど触れたことのない人を念頭に、その全体像を概説する。私の見方では、現在「社会存在論」という枠の中で議論されている事柄のほとんどは次の5つのトピックスのいずれかに属する。

- ① 社会的存在者と集合的志向性(social entities and collective intentionality)
- ② 社会的存在者の基礎づけ(grounding for social entities)
- ③ 社会的集団および集团的行為者(social groups and group agents)
- ④ 社会的慣習、規範、制度(social convention, norm, institution)
- ⑤ 社会種ないし社会的カテゴリー(social kinds or social categories)

一見すると、これら5つのトピックスは互いに関連をもたないように見えるし、実際のところ、それらはもともと異なる文脈で議論されてきた。たとえば①に関しては、集合的行為(collective action)ないし共同行為(joint action)を扱う行為の哲学(や心の哲学)において議論がスタートし、②は「基礎的な存在者」と「派生的な存在者」との一般的な関係、あるいは「ミクロな事象」と「マクロな事象」との一般的な関係を定式化しようとする形而上学の中で、副次的に扱われてきた。また、③は伝統的に、国家や法人の本性を論じる社会哲学・政治哲学の文脈で議論されてきたし、④は、近年とりわけゲーム理論(合理的選択理論)ないしそれを道具立てとする哲学の中で論じられてきたトピックである。さらに、⑤について言えば、いわゆる自然種(natural kinds)を主題とする科学哲学および形而上学の文脈で「ついでに」取り上げられるか、ジェンダーや人種について議論を行うフェミニズム理論や社会構築主義の中で語られることが多かった。だが、出自を異にすると言えども、これら5つのトピックスのどれもが「社会的世界の基本構成要素」に関するトピックであることに異論を唱える者はいないだろう。

①～⑤のいずれを中心に据えるのかは、論者によって大きく異なる。サールやトゥオメラに代表される「標準理論」であれば、①を土台にして、他のすべてのトピックスにアプローチするだろうし(Searle 1995; Tuomela 2002)、分析形而上学的手法をより重視するエプスタインであれば②を中心に据えるだろう(Epstein 2015)。③を中心と見る論者はあまり多くないとはいえ、ペティットらがその中心にいることは間違いない(List and Pettit 2011)。④について言えば、ゲーム理論ないし経済学の哲学の観点から、社会存在論を統一しようとするグアラたちの試みがある(Guala 2016)。また、新しい自然種理論(HPC説)の中で社会種(人工物種)を分析しようとする論者たちや、ハッキングの「人間に関する種」(human kind)の議論にインスパイアされた論者たちは、社会存在論の中心課題は⑤にあると考えているはずである(Mallon 2016)。

このように、いま挙げた5つのトピックスは異なる出自をもち、論者によって異なる重みづけを与えられている。それにもかかわらず、「社会存在論」という共通の枠組みの中でそれらが議論されることのメリットは強調されるべきである。

レクチャーの後半では、集团的行為者に関連する議論を行う。私はこの予稿の冒頭でいくつかの(社会的・制度的)事実に言及したが、その際に「ロシアはウクライナの領土への軍事侵攻を開始した」や「文学部教授会はその学生に奨励金を授与する決定を下した」といった文を用いた。集团的行為者に関する基本的な問

いとは、日常生活の中で(もちろん社会科学の中でも)頻繁に用いられる、この種の文は集団(国家や教授会)を文字通りに行為の主体ないし意思決定の主体であると主張しているのかという問いである。この問いに関連するものとして、「そもそも何かが行為者であるための条件とは何か」、「ある集団が行為者であれば、それは責任の主体でもあるのか」などが挙げられる

私自身は、「あるタイプの社会的集団は真正な行為者である」と主張する立場(List & Pettit 2011; Tollefsen 2015)に立つ。(集団的行為者はたんなる便宜的な「語り方」やフィクションではない。それは存在する!)しかしながら、本レクチャーでは、この主張を直接的に正当化するというよりは、むしろこの主張をサポートする議論が、社会存在論の根本問題でもある「個人主義と集合主義」の問題に対してもちうる含意を取り出してみたい。最終的に、私は、集団的行為者のあるタイプの擁護は、方法論的集合主義だけでなく、存在論的集合主義をも要求せざるをえないことを示すつもりである。

主要参考文献

- Cartwright, N. and E. Montuschi. [eds.] (2014). *Philosophy of Social Science*, Oxford: Oxford University Press.
- Epstein, B. (2015). *The Ant Trap: Rebuilding the Foundations of the Social Sciences*, Oxford: Oxford University Press.
- Guala, F. (2016). *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton: Princeton University Press. (フランチェスコ・グアラ『制度とは何か——社会科学のための制度論』瀧澤弘和・水野孝之訳、慶応義塾大学出版会、2018年)
- List, C. and P. Pettit. (2011). *Group Agency: The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*, Oxford: Oxford University Press.
- Mallon, R. (2016). *The Construction of Human Kinds*, Oxford: Oxford University Press.
- Searle, J. (1995). *The Construction of Social Reality*, New York: Free Press.
- Tollefsen, D. (2015). *Groups as Agents*, Cambridge: Polity.
- Tuomela, R. (2002). *The Philosophy of Social Practices: A Collective Acceptance View*, Cambridge: Cambridge University Press.

共同行為のミニマリズム

三木 那由他(大阪大学)

クラスのみみんなで掃除をする、友達と一緒にパーティをする、あなたと私で買い物に行く、……。複数のひとと一緒に何かをするという行為を「共同行為」と呼ぶが、共同行為は日常でありふれているとともに、私たちが単なるひとつの個人を超えてほかの人間とともにおこなうものであるという点で、もっとも基本的な社会的現象であるとも考えられる。

複数のひとが同時に何かをするというだけでは共同行為にはならない(交差点で信号が変わるのを待つ人々や、信号が変わって歩き出す人々はたいていの場合には共同行為をしているわけではない)。では、複数のひとが何かしらの動作をしている状況に、いったい何を付け足したら共同行為となるのか？ 言い換えると、共同行為の成立条件とはいったい何なのか？これが共同行為論と呼ばれる分野の中心的な問題となる。この点は、ジョン・R・サールの問題提起がうまく表している。

次のような例を考えてほしい。人々の一団が公園のあちこちに座っていると想像してほしい。いきなり雨が降り出し、人々がみな立ち上がり、同じ場所へ、公園の中央にある雨宿り場所へと走ると想像してほしい。人々はそれぞれ「私は雨宿り場所へ走っている」という文で表現されるような意図を持つ。だが、そのそれぞれのひとについて、そのひとの意図はほかのひとの意図や振る舞いとはまったく独立であると考えることができる。この場合、集合的な振る舞い[訳者注:共同行為のこと]は存在せず、ただたまたま同じ目標へと収斂する個別の行為の系列があるだけである。さて、今度は公園にいる人々の一団が集合的な振る舞いの一部として同じ場所に集まる場合を想像してほしい。そのひとたちは野外バレエに加わっていて、振り付けによって出演者がみな同じ場所に集まるよう求められているのだ。さらに二つの場合において外から見た身体運動は区別不可能だと想像することさえできる。雨宿りのために走る人々はバレエ・ダンサーたちと同じ身体運動をするのだ。外から観察すると、ふたつの事例は区別不可能であり、だが内的には明らかに異なっている。その違いとは正確に言うとなんのか？(Searle 1990, p. 403)

本レクチャーではまず、共同行為論におけるもっとも代表的な論者として、サールに加え、マイケル・E・ブラットマン、ライモ・トゥオメラ、マーガレット・ギルバートを取り上げ、このそれぞれの論者がどのような共同行為論を展開したのかを概観する。

これらの論者がいかにも共同行為と見なされるような事例を考察の対象としながら、議論を展開している一方で、近年では典型的な共同行為ではないがギリギリ共同行為と呼べそうな事例を検討することを通じて、従来の分析をよりミニマムなものへとダウンサイジングしようとするミニマリズムというアプローチも展開されるようになってきている。

ミニマリズムの展開のなかで、主な検討対象となっているのは相互信念の必要性である。先に挙げた代表的な論者は、それぞれ立場において違いはあるものの、大きくふたつの見解を共有しているように見える。

1. 共同行為の参加者たちは何らかの意図／目的／コミットメントといったものを共有している。
2. 共同行為の参加者たちが当該の意図／目的／コミットメントを共有していることは何らかの仕方で参加者間の相互信念となっている。

ミニマリズムの流れのなかでは例えばカーク・ルドヴィグのように第一の見解に焦点を当て、共同行為の条件を捉えるうえで意図という概念は強すぎるため目的という概念に広く置き換えていくべきだといった議論を展開する論者もいる(Ludwig 2020)。とはいえ、多くの論者はそのミニマリズム的なアプローチによって、第二の見解が不要であることを示そうとしている。例えばオツレ・ブロンベリは、従来検討されてきた事例では第二の見解で述べられているような相互信念が必須であるように見えるのに対し、ある種の事例ではそうした相互信念が成立していない(相互信念の成立と矛盾するような信念を参加者が持っている)ということ論じている(Blomberg 2016)。さらにユリウス・シェンターはこの点をさらに推し進め、相互信念が成立していないことが必要条件となるような共同行為の事例(「幸運な共同行為」)を指摘している(Schönherr 2018)。

本レクチャーはそうしたミニマリズムの流れも簡単に紹介し、さらに私自身のミニマリズム的な提案についても述べたい。具体的には、私は上の第一の見解が(a)共同行為の参加者たちは共同行為の開始時点においてある目的Gを共有している、(b)当該の共同行為はGが達成されたときに完了し、Gに与えられた記述の

もとで同定されるというふたつの命題から成っていると見なしたうえで、(b)が成り立たない事例が存在すると考えている(Miki forthcoming)。そうした事例を取り上げつつ、それが持つ含意やコミュニケーション論との関係について論じたい。

文献

- Blomberg, Olle(2016) “Common Knowledge and Reductionism about Shared Agency,”
Australasian Journal of Philosophy, 94(2): 315–326.
- Ludwig, Kirk (2020) “What Is Minimally Cooperative Behavior?,” in Anika Fiebich ed., Minimal
Cooperation and Shared Agency, Springer, Cham:9–40.
- Miki, Nayuta (forthcoming) “Concessive Joint Action: A New Concept in Theories of Joint Action,
Journal of Social Ontology.
- Schönherr, Julius (2019) “Lucky Joint Action,” Philosophical Psychology, 32(1): 123–142.
- Searle, John, 1990. “Collective Intentions and Actions,” in Intentions in Communication, edited by P.
Cohen, J. Morgan, and M. Pollack, 401–415. Cambridge: MIT Press.

2022年度哲学若手研究者フォーラム ワークショップ発表要旨

行為・知識・責任：法と哲学の対話

太田 雅子(東洋大学)
吉良 貴之(愛知大学)
薄井 尚樹(関西大学)

無知による行為はどのような場合に責任を問われるのだろうか。我々の責任実践は、「行為は行為者に然るべき動機があり、それを構成する信念や行為遂行に必要な知識も兼ね備えた上で意図的に行われている」という理解をもとになされているが、行為者の知識の状態や、相反する信念の齟齬などを勘案して情状酌量や免責が行われる場合、行為者の無知に関わるそれらの諸要件がなぜ勘案に値するのかに目を向けると、無知に応じて道徳的評価が変わる場合、そこで考慮されるべき要素は何であるか、という疑問を提起することができる。本ワークショップでは、以上の観点から、行為者の無知や欺瞞、バイアスなどが行為の道徳的責任の捉え方にどのような影響を与えるかを、3名それぞれの観点から探る。

太田はGideon Rosenの提示した「道徳的責任の懐疑論」の論証についての議論を概観したあと、Rosenが挙げた具体例からElizabeth Harmanが提起した「過去の時点で差別的行為とみなされた」事例をとりあげ、それらは「無知による行為」の一種と言えるか、またその場合に責任を問うことができるか、という問題提起をもとに、それらもまたある種の欺瞞である点において責任を問うことができるのではないかという見解を提案する。

吉良は法哲学の観点から、近年、多くの国々で使われるようになった規制手法である「ナッジ」、すなわち行為者の行動バイアスを利用することなどにより特定の行動へと「誘導」する手法から出発し、誘導された行為が有責といえる条件について考察する。論者としてはたとえばMaximilian Kienerらの議論を取り上げ、ナッジ的な誘導においてどのような情報が開示されることが必要かを見ていく。自己欺瞞的行為へと誘導するナッジもありうるが、その悪さは当事者の有責な判断にとって重要(relevant)といえる情報をどのように隠し、あるいはどのように開示するかというナッジ・デザインの問題である場合が多いからである。

太田・吉良の共同研究に対し、薄井は第三者的観点から評価を行うとともに、「作話」を軸とした新たな問題提起を行う。非臨床的な集団において作話が存在することは、無知や(無意識のバイアスを利用する)ナッジにかかわる行動の道徳的責任を考えるうえで、いくつかの興味深い問いを提示する。本ワークショップでは、その問いを明晰化することで、太田と吉良が薄井の問題提起に対してコメントする。

2022年度哲学若手研究者フォーラム

個人研究発表要旨

探究と認識的正当化

阿部 裕彦(慶應義塾大学)

本発表の目的は、探究(inquiry)を認識的正当化として位置づけることである。

プラグマティズムの始祖とされるC. S. パースによれば、探究は、疑念から生じて信念が固定されることで一旦止まる過程である。探究の方法として、パースは、固執の方法、権威の方法、アプリアリの方法を斥け、共同体での開かれた議論による科学の方法を重視する。パースによるこの探究の議論から分かることは、まず、探究が信念を固定化する過程であること、そして、その方法には一定の規範があるということである。

現代認識論では、知識とは正当化された真なる信念であるという標準分析をもとに、とりわけ認識的正当化という知識の規範的側面について議論されてきた。認識的正当化についての理論では、信念の起源に注目する立場が有力視されている。信頼性主義では、真なる信念を形成する確率の高い信念形成プロセスを使って信念を獲得していることが重視され、徳認識論では、主体の能力の発揮によって信念を獲得していることが重視される。このように、信頼性主義や徳認識論では、信念が獲得される過程が注目される。この点で、信念の固定化の過程に注目する探究の理論は、知識の起源に注目する認識的正当化の理論と接続されうると思われる。

パースの探究の理論は、C. ミサック(*Truth and the End of Inquiry* (2004), Oxford University Press)をはじめとして現代で再評価されている。また、現代認識論の中心概念として探究を位置づける試みはC. ケルプ(*Inquiry, Knowledge, and Understanding* (2021), Oxford University Press)によって論じられている。

本発表ではこれらの先行研究を踏まえて、まず、探究の議論の中で「知識」や「信念」と呼ばれるものと現代認識論が扱う「知識」や「信念」との相違を整理する。そのうえで、探究の議論を、現代認識論での認識的正当化の議論との関係において整理する。特に、第一に、信頼性主義や徳認識論では信念が獲得される過程が注目されるのに対し、探究では、単なる信念獲得ではなく信念の固定化の過程が問題にされるという違い、第二に、共同体での開かれた議論というある種の社会的性格が探究の規範的側面として強調される点が認識的正当化において持つ意義に焦点を当てる。最後に、現代認識論に対して探究の持つ独自の視点や優位性を指摘する。これにより、探究の持つ実践的な側面や社会的な側面を認識的正当化の理論として提示する道が開けると見通される。

もともと、パースの探究の理論は、パースの記号論や形而上学、真理論とも深く関わっている。しかし、本発表ではあくまで認識的正当化との関わりの中で探究をどのように整理できるか検討する。

真正性の二つの意味と三つの存在論的区別

伊藤 迅亮(京都大学)

博物館の絵画作品や歴史資料、身につける洋服やアクセサリ、旅行先で食べる料理、野を駆ける野生の動物、その他にも実に様々なものを、私たちは「本物」と形容する。本発表の目的は、この「本物」という概念、すなわち真正性とは何かを説明することである。そして、この試みを貫くのが、「本物」には、日常的な真正性とミニマルな真正性という二つの意味がある」という理解である。

はじめに、主題に据える真正性の範囲を大まかに限定する。本発表では、行為や信念ではなく、対象(とりわけ個物)に適用され、かつ、対象を記述・分類する用法を少なくとも部分的にもつ——評価的用法のみをもつのではない——真正性を扱う。こうした真正性については、例えば、J・L・オースティンが既に、名詞欲求型や否定主導語といった特徴を指摘している(Austin 1962)。ふつう、この「本物」は、一部の個物にのみ特権的に適用され、かつ「偽物」と対比される。この意味での「本物」が、日常的な真正性である。

しかし、この「本物」の理解では説明できないケースが存在する。それは「本物の偽物」という表現だ。例えば、贋作者による絵画作品は、その贋作者自身の作だという意味で、そう呼べるだろう。ここで、逆説的ではあるが理解可能なこの表現を足掛かりとして、ミニマルな真正性を定義する。ミニマルな真正性は、例化・メンバーシップ・時空的連続性の三つの存在論的な関係のみから定式化され——それぞれ、i-真正性・m-真正性、c-真正性と呼ぶ——、それゆえ、あらゆる個物に適用され、かつ「偽物」の存在する余地のない真正性である。この意味で、ミニマルな真正性はトリヴィアルな真正性でもある。

本発表は、ミニマルな真正性こそが真正な真正性であるとして日常的な真正性を退けようとするものではない。たしかに、ミニマルな真正性は日常的な真正性の意味を支え、その意味で、真正性のいわば「骨」に相当するのだが、本発表の意義は、日常的な真正性とミニマルな真正性をさしあたり区別し、両者を比較することによって前者の特徴を明確化する点にある。この過程で、オースティンによる「本物」という語の特徴づけが不適切であることが明らかになる。具体的には、c-真正性の一部のケースでは名詞欲求型ではなくなり、また、否定主導語をよりよく理解するためには、領域(主導)語(domain-word)と修正することが望ましいと言える。

参考文献

Austin, John Langshaw. 1962. *Sense and Sensibilia*. Oxford: Clarendon Press. (『知覚の言語』. 丹治信春・守屋唱進(訳). 勁草書房. 1984.)

『善悪の彼岸』の価値創造の過程の検討

横田 幹成(東京大学)

本発表の目的はニーチェ『善悪の彼岸』211節で描かれる「本当の哲学者」の記述に注目し、その中で「本当の哲学者」が誕生するために辿る道のりを明確にし、その意義を考察することである。当該の箇所にはこうある。

本当の哲学者の教育のためには、彼の僕である哲学の学問労働者が立ち留まっていた—立ち留まらなくてはならないところの全ての段階に、彼自身もまたかつて立ち留まったことがあるということが必要なであろう。彼はおそらく批判者であり、懐疑家であり、独断者であり、歴史家であり、そのうえ詩人であり、収集家であり、旅行者であり、謎解く者であり、モラリストであり、預言者であり、〈自由精神〉であり、ほとんど全ての者でなくてはならなかつたらう—それは人間的な価値と価値感情の領域を縦走横断するためであり、多様な目と良心でもって高みからあらゆる遠方を、深みからあらゆる高みを、片隅からあらゆる広域を見ることができるためであった。しかし、これら全ては彼の使命の前提条件でしかない。この使命そのものは別のものを望む、—すなわちその使命は、彼が価値を創造することを欲する。

学問労働者(「哲学労働者」)は既存の価値に追従する者であり、対して「本当の哲学者」は新たな価値を創造する。この箇所は価値の創造というニーチェの目標に対して、それを達成するための条件を提示しているものと読むことができる。

では、批判者、懐疑家、独断者など様々な者であったという、この条件はいかにして満たすことができるのか。このような条件が設定される理由は何なのか。これが本発表を貫く問いである。そして本発表ではこの問いに対して、ニーチェの道德論をもって答えることを試みる。ニーチェは道德が「習俗の倫理」であり、合理性を欠いたまま人間の生の諸相を支配するものだとしている。様々な者であったことは、自らを常に既に支配する道德に対して様々な態度を示したことだと考えられる。そして人類が実際に道德に対してとってきた様々な態度は歴史となって堆積し、それは新たな道德となって我々を常に既に、我々が反省する以前に支配している。その歴史の先端においてこの歴史を引き受けることでこの条件は満たされる。

価値は歴史という流れの中で創造されるものであり、これまで存在した価値の歴史から遊離したものではありえない。そして、ニーチェはニヒリズムの中で人間の生を再び意味づける価値を求めたが、そのような価値の創造には歴史を全体的に見渡す視点が必要なのである。

シェリング『自我論』とネオ・フレーゲアン

——同一性言明について——

岡部 幹伸(慶應義塾大学)

分析的伝統の下でドイツ観念論の哲学者が復権したと言われて久しい。しかし依然として、議論はカントとヘーゲルに集中している。フィヒテやシェリングが顧みられることはほとんどないのである。

そこで本稿は同一性言明に関して、シェリング『哲学の原理としての自我について、あるいは人間的知における無制約的なものについて』(以下『自我論』)と分析哲学での議論の違いを考察する。補助線として用いられるのはエヴァンズ、マクダウエルといったネオ・フレーゲ主義の言語哲学であり、特にフレーゲの意義の解釈に関する議論である。彼らの言語哲学におけるポイントは以下の二つである。(1)単称思想(singular thought)において、思考において対象に相当するものが対象に直接関係する(非記述的である)にもかかわらず、概念外的なものとならない、つまりフレーゲの意義という次元で述語的なものと同じ地位にあるということ。そのために、de re senseという非記述的なフレーゲの意義の存在が認められることになる。(2)単称思想は、その真偽だけでなく内容の決定においても対象の存在に依存しているということ。このことはエヴァンズ『指示の諸相』では「ラッセル的」と呼ばれている。

この二つのポイントは、自然言語の意味の理論を与えることと、理解の理論を与えることの密接な結びつきを彼らが手放さなかったことの帰結として出てきたと考えることができる。確定記述とフレーゲの意義を同一視する解釈にとっては、フレーゲ的意義(=確定記述)を導入する際の眼目は、指示対象をもたない単称名を無意味な表現としないことにある。しかしエヴァンズによれば、認知的意義の違いを説明することにフレーゲの意義のポイントがある。認知主体にとっての価値の違いがここで重要になっているのである。

同様のことが一見するとシェリング『自我論』にも見出せるように思われる。絶対的自我の概念分析から出発したシェリングは、自我に定立命題の成立可能性の根拠があると主張しているからである。しかしながら、「 $A=B$ 」と言われるときのAは空間-時間的な対象は想定されていない。想定されている主体が経験的自我ではなく絶対的自我なので、自我のうちにおいて考えられるものは実在の特定の相ではなく、実在性一般のレベルで明らかにされるものとなっている。その点で、対象の与えられ方というフレーゲ的意義はシェリングの議論に見出せないように思われるが、それにもかかわらず同一性言明が行われることがどのようなことか本稿は考察する。

ジル・ドゥルーズ『ザッヘル＝マゾッホ紹介』における「ユーモア」

河本 卓穆(東京大学)

本発表の目的は、ジル・ドゥルーズ『ザッヘル＝マゾッホ紹介 冷淡なものど残酷なもの』(以下『マゾッホ紹介』と表記)における「ユーモア」の考察を通して、マゾッホという〈他者〉を論じるドゥルーズによる思考の特異性を見極めることである。

同書においてドゥルーズは、小説家ザッヘル＝マゾッホを同じく小説家マルキ・ド・サドとの比較において論じ、作品のみならず、「倒錯」という精神分析的視野における構造的な差異を強調することで、従来の精神分析理論に対する対抗的言説を打ち出した。ここにいう「従来の精神分析理論」とは、フロイトをはじめとした、マゾヒズムをサディズムとの「一体性」において二次的なものとみなす考え方である。かかる状況に対するドゥルーズの目論みは、文学/精神分析の両面から二人の根本的な「差異」を炙り出すことで、マゾッホをいわばサドの陰から救い出すことにあったと言える。そしてそのような企図において、彼はマゾッホ/サドの「思考」をそれぞれユーモア/アイロニーとしてパッケージングし、大胆にも西洋「近代」の思想史に位置付けた。ドゥルーズの主張に従うなら、プラトン以来「法」を「承認」ないし「基礎づけ」る運動として営まれてきたユーモア/アイロニーは、二人の作家において「法の転倒」を目指す運動として生成し、二人をカント、フロイトにより切り開かれた「近代」の筆頭として際立たせる。ここで重要に思われるのは、初期のドゥルーズがカント、フロイトからそれぞれ独自の仕方でも影響を受けつつ、ニーチェ的な「転倒」のプログラムをある種の任務として遂行しようとしていたことを考え合わせるなら、『マゾッホ紹介』において論じられるマゾッホ/サドの思考の方向性が、これを論じるドゥルーズ自身のそれと相当程度一致していくのではないか、ということである。こうした見立てに基づき本発表では、同書におけるドゥルーズによるマゾッホへのアプローチと、マゾッホの思考として提示されたユーモアの間にある〈近さ〉を捉えることを目指す。

まずは『マゾッホ紹介』序盤での議論をもとに、マゾッホが「医者」として行くとされる「兆候学」の活動が、ドゥルーズ自身の構造主義的思考モデル(主に『差異と反復』における)に重なることを確認する。次に第7章を中心とした周辺の議論の流れを見ることで、女性との「契約」により「法」を創設するマゾヒズムの「ユーモア」が、〈マゾッホ〉という他者を起点としたドゥルーズ自身による超越論的経験論の遂行として二重化されることを確認する。先行研究において「ユーモア」は頻りに扱われてきたが、本発表では『マゾッホ紹介』の道筋にできる限り沿うことで、ドゥルーズ独自の「方法」としてこれを示すことを目指したい。

中井久夫の思索と臨床

菊池 壮太(京都大学 院生)

今日、ジャック・ラカン(1901-81)派の精神分析・精神病理学は、以前には想像できなかった種々の新たな展開を経て、国内外で大変な活況を呈している。精神医学・認知心理学による理論的な転換が大きく影響したこともあり、フロイト＝ラカン派の理論は、定期的に再評価が試みられたものの、あまり顧みられない時期が長く続いてきた。その潮目が変わったのが1990年代、ラカンの死後に、ミレール(1944-)がフロイトの大義派Ecole de la Cause freudienneの中心人物となったあたりである。ラカンを臨床家の実践として冷静に受け止めた上で、それが何であったかを問い、そのポテンシャルを掘り起こそうとするような研究が可能になってきたといってよい。以後、ラカンをはじめラカン派に関する出版物が現れ、いわゆるラカン派直系の精神分析家だけでなく、さまざまな立場の哲学・思想研究者たちが、さまざまな問題意識と方法論をもって、ラカンの理論と向き合うようになってきた。

さらに、二一世紀になると、こうした流れに加わる国内の研究者たちが一気に増えてきた。ラカンとラカン派の著作の翻訳作業が行われ、日本の研究者たちも活発な展開を見せている。松本卓也の言い方を借りれば、今私たちは、ラカン派の理論がメンタルヘルスの名の下にすべての人間の病を普遍へと還元し、病の特異性＝単独性を消去していくメンタルヘルス政策に抗う知恵、「「すべてではない」臨床、それぞれの主体の特異性＝単独性を重視するポスト-鑑別診断の理論と実践」が必要となっていく時代のとば口にいるのかもれない。このような中で、ラカンの研究はみるみるうちに蓄積されるようになり、また国内の精神病理学者の木村敏(1931-2021)等の名が国内外で盛んに引き合いに出されるようになってきている。だが、木村敏と並び称されることの多い中井久夫(1934-)については、その思索に本格的に取り組んだ研究は数少ない。

もちろん、今述べたような流れの中で、中井久夫研究に何も起こらなかったわけではない。1984年には岩崎学術出版社から全6巻の『中井久夫著作集』が組まれたほか、2011年には『中井久夫コレクション』全5巻がちくま学芸文庫から、2017年には、『中井久夫集』全11巻がみすず書房から刊行され、中井の主要著作へのアクセスが一挙に可能となった。それと連動して、村澤真保呂・村澤和多里が、2018年に『中井久夫との対話: 生命、こころ、世界』を刊行し、初めて中井久夫の思索がまとまった形で論じられている。中井久夫の思索は、統合失調症やトラウマを抱える患者、犯罪者の精神鑑別など、難しい臨床事例を扱っているが、にもかかわらず、不思議とその思考には読む者の心に響くものがある。だからこそ、中井の臨床論の愛好家は、医学の枠を超えて心理学や教育学、看護学にも大きく広がっている。本稿では、精神医学の歴史と関連づけながら、中井久夫の思索の特徴を明らかにする。

構成的規則をどのように考えるべきか 法哲学の視点から

吉原 雅人(京都大学大学院法学研究科)

本報告では、法や貨幣のように社会的に構築される制度的対象を分析するために重要な役割を果たす、構成的規則(constitutive rule)の性質について検討する。

ある種の規則は(速度制限のように)事前に存在する行動を統制するものであるが、別の規則は(サッカーのルールがオフサイドを規定するように)ある方法で行動する可能性そのものを作り出す役割を果たす。前者の統制的規則(regulative rule)と異なり、後者の構成的規則が対象とする行動は規則と独立に特定されない。J. R. サールによるこの区別は2種類の異なる規則に言及しているように思われる。

しかし、この区別を導入し、社会存在論研究のフォーカルポイントにもなっているサール自身の分析によれば、構成的規則も統制的機能を有している(Searle 1969: 34, fn.2)。また、この区別は、A. ギデンズをはじめとするさまざまな論者によって、異なる規則の類型ではなく規則の異なる側面を示すものとして受け入れられている。構成的規則が統制的側面を持つならば、それが制度的対象の社会的構築において果たす役割を考えるため、この区別をより詳細に検討することで構成的規則の性質について理解を深める必要がある。

そこで、本報告では、構成的規則と統制的機能の関係を中心に、構成的規則をどのようなものとして捉えるべきかを考える。まずは、構成的規則が行動を統制するということが何を意味するかについて明確にした上で、F. ヒンドリクスらが提示するような、構成的規則を統制的規則に還元する見解を参照し、構成的規則の統制的側面が制度的対象の分析に対して持つ意義を確認する。また報告者の専門である法哲学の観点から、とくにH. L. A. ハートが提示した規則の類型との関係で、構成的規則がどのような規則であるかについて論じる。構成的規則の統制的側面について考察することが、制度的対象の社会的構築における規範的要素の位置づけに対しても、法哲学で広く受け入れられているハートの類型論に対しても、重要な含意を有することを示す。

Giddens, A. 1984. *The Constitution of Society*. University of California Press.

Hart, H. L. A. 2012. *The Concept of Law* (3rd ed.). Oxford U.P.

Hindriks, F. & Guala, F. 2015. "Institutions, Rules and Equilibria: A Unified Theory". *Journal of Institutional Economics*. 11(3): 459-480.

Searle, J. R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge U. P.

———. 1995. *The Construction of Social Reality*. Free Press.

カントにおける超越論的自己と経験的自己の同一性の問題

久保田 智也(東京大学大学院人文社会系研究科修士課程)

カント『純粋理性批判』(以下、『批判』)第2版の「純粋悟性概念の超越論的演繹」(以下、「B版演繹論」)の第24-25節、自己触発の概念で有名なこの箇所では、超越論的自己と経験的自己の区別と同一性が問題になる。本発表の目的は、カントによって提起されたこの問題について、そもそも何が問題になっているのかすら未だ十分に理解されていないということを明らかにし、この問題を再考するための予備的考察を行うことである。

初めに、この問題の背景を押さえる。まずは、超越論的自己と経験的自己(この表現自体は発表者が導入するものである)の区別を、純粋統覚と経験的統覚の区別、あるいは自己意識と自己認識の区別とパラレルなものとして説明する。その後、第24節において、二つの自己が同一の自己であるのはいかにしてかという問題を提起している実際のテキストを見る。そうして、この問題はいかにも重要そうに見えるが、そもそも何が問題になっているのかを把握することが難しいということを確認する。(なお、自己が数的に一つであることは前提であるから、問題は「自己が超越論的でありかつ経験的であるのはいかにしてか」と言い換えてもよい。)

次に、そもそも何が問題になっているのかについて、ありうる誤解を予め排除する。先行研究に見られるのは、この問題を自己触発の「パラドックス」(B152)と同一視する誤解と、『批判』以外の文献に依拠して、この問題はそもそも答えるものではないとする誤解である。カントにおける二つの自己の区別を、身体的な自己認識とそれに依存しない純粋な自己意識の区別に重ねる研究もあるが、そのような心身の区別は目下の問題とは別物である。第25節の誤読から生じる誤りについても指摘する。そして、カント自身もまた問題を(ひょっとすると意図的に)誤解しているように見受けられることを確かめる。やはり、超越論的/経験的自己の同一性に関しては、そもそも何が問題であるのかさえ未だ全く明らかになっていないのである。

最後に、そもそも問題になっているのかについて、差し当たりの形式的な答えを与える。問題になっているのは、超越論的自己と経験的自己が同一の自己であること、つまり、自己が経験を成立させかつ経験とともに成立するということのパラドックスである。この形式的な表現からさらに実質的な問題理解に至るには、広範囲に及ぶテキスト解釈が必要であり、その実行は本発表の範囲を越える。ここではその作業の概要のみを示すこととしたい。

コンヴェンションが規範の一種であるとはいかなることか？

—— D・ルイスの『コンヴェンション』における規範性の問題 ——

宮内 孝啓(九州大学)

本発表の目的は、デイヴィッド・ルイスの『コンヴェンション』における規範性の導出について論じることである。言い換えるなら、ルイスはどのような根拠に基づいてコンヴェンションが規範の一種であると主張するのか、という問いに取り組む。

ルイスの第一の著作である『コンヴェンション』において、コンヴェンション(慣習)は再帰的で相互依存的な意思決定の状況における行動の規則性である、と定義される。そして、ルイスはその定義において規範的な語が含まれていないことから、コンヴェンションは規範的な用語ではないと主張する。しかし、コンヴェンションは規範的なタームではないとしながらも、コンヴェンションは規範の一種であるかもしれないともルイスは述べている。この一見矛盾するような主張は、コンヴェンションが成立しているある条件のもとで、コンヴェンションに同調すべき「推定上の理由」が存在するという点、またコンヴェンションの規範性は社会的に執行されるという点の2点から導かれる。しかし、その論拠は必ずしも明らかではなく、しばしばコンヴェンションと規範の関係において問題とされてきた。

発表者は、社会学者の盛山和夫とイギリスの経済学者ロバート・サグデンの解釈を比較し、サグデンの解釈を擁護する立場から、ルイスが根拠としている箇所さらなる明確化を試みる。盛山は、問題となる箇所、ルイスが功利主義的な原理を暗黙の前提としていることに加え、相手がコンヴェンションに同調することへの「正当な(reasonably)期待」を他者がもっている場合に、ルイスは「正当な(reasonably)」に規範的な意味を読み込むことで、コンヴェンションの規範性を導いていると主張する。

他方で、サグデンは盛山とは異なり「正当な(reasonably)な期待」の解釈に関して原義に基づかない解釈を打ち出している。第一に、社会規範あるいは道徳規範に訴えることで、他者の期待は正当なものであるとする解釈と、第二に、相手がコンヴェンションに同調するのを繰り返し観察する経験を通じて、相手への期待は正当なものであるとする解釈である。サグデンは第一の解釈ではトートロジーになってしまうため、これを退け第二の解釈を支持する。

発表者は、上記の検討を通じて、ルイスがコンヴェンションを規範の一種であるとする議論のさらなる緻密化を試みる。

「ただの冗談」の何が悪いのか

原 虎太郎(一橋大学社会学研究科 修士課程)

2021年2月、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長(当時)の森喜朗による「女性がたくさん入っている理事会の会議は、時間がかかります」という発言が女性差別的だとして非難された。やがて彼は会長職を辞任することになるのだが、この騒動の際に、「森会長の冗談ではないか」という声が上がったという。

この意見は、森喜朗を擁護するために発されたものであるはずだ。確かに、ある問題発言が「ただの冗談」であったとすれば、その事実は何らかの道徳的に重要な意味をもっている——そしてそのおかげで、冗談でなかった場合よりも事態はマシである——ように思われる。「ただの冗談」なのに生真面目にそれを非難するのはどこかしらナンセンスであるような気がする。

しかし、ある問題発言が冗談であるという事実は、その発言者の道徳的責任を完全に免除するのだろうか？

本報告で私は、問題視された発話に対してそれが冗談だったのだと弁明するのは的外れな振る舞いではないが、しかしそれによって発言者に対して完全な免罪がなされるわけではない、と主張する。そのために行うのは、冗談の悪さに関する分析である。

本報告ではまず、ピーター・アルワード(Alward 2021)やメリー・ベルクマン(Bergmann 1986)による既存の議論の評価を行い、これを部分的に擁護した上で、それらの説明同士の相互関係を検討する。続いて、これら先行諸説を補完するために、新しい説明の構想を試みる。これは、メアリー・ケイト・マクゴワン(McGowan 2019)が考案した、発話の害を規範への影響によって説明する枠組みを応用したものである。こうした議論を通じて本報告は、「集団アイデンティティ問題」——差別的な冗談の発話者が被差別当事者である場合、その悪質さが軽減されるように思われるのをいかに説明するかという問題——への一つの応答も示すことになる。

Alward, P. 2021. "Just Kidding: Stand-Up, Speech Acts and Slurs." *Disputatio* 13: 1-25.

Bergmann, M. 1986. "How Many Feminists Does It Take to Make a Joke? Sexist Humor and What's Wrong with It." *Hypatia* 1: 63-82.

McGowan, M. K. 2019. *Just Words: On Speech and Hidden Harm*. Oxford University Press.

ガヤトリ・スピヴァクによるサバルタン・スタディーズへの「介入」 ——『サバルタンは語るることができるか』再考に向けて——

高柳 瞭太(大阪大学大学院人間科学研究科博士前期課程1年)

本発表ではガヤトリ・スピヴァク(1942-)によるサバルタン・スタディーズへの批判的な「介入」に注目し、『サバルタンは語るることができるか』(1988=1998、以下『サバルタン』)が書かれた背景の一端を明らかにすることを目的とする。サバルタン・スタディーズとは、アントニオ・グラムシの「サバルタン(下層民衆)」を鍵概念としてインド史の再考を試みる研究者グループである。

まずは、今日スピヴァクの『サバルタン』について論じる意義を、彼女の遍歴を簡潔に辿りながら確認しておきたい。スピヴァクはインド出身の思想家で、ポストコロニアリズムの代表的な論者の一人である。彼女は英国の植民地支配下にあるコルカタの上流階級の家産に生まれ、エリート教育を受けた。コルカタ大学で学士号を修得した後、彼女は1961年からアメリカに留学した。そこで英語圏にジャック・デリダの脱構築思想を紹介したことで知られる、ポール・ド・マンの指導の下、博士論文を書いている。したがって、スピヴァクをポストコロニアリズムと英語圏におけるデリダ受容の2つの流れの接点に位置付けることができるだろう。

日本においては、『文化としての他者』(1987=1990)が出版されて以来、多くの著作が邦訳されてきた。『サバルタン』はスピヴァクの著作の中で、最も読まれたものの一つである。他方で、彼女の議論を批判的に検討する研究はあまり多くない。ましてや、哲学の側から応答を試みたものはその数がかなり限られている。したがって、本発表はポストコロニアリズムの哲学的再考に向けた「出発点」として位置付けることができる。そして、スピヴァクによるサバルタン・スタディーズの評価を検討することは、スピヴァクの初期の代表的な論考、『サバルタン』を読み直す上での重要な準備作業となるだろう。なぜなら、発表者は同論考がそれ単体として読まれるべきではないと考えるからである。

この論考が書かれた当時、スピヴァクはすでにデリダの『グラマトロジーについて』の英訳を出版していた(そこに付された長文からなる序文はあまりにも有名である)。また、議論の後半で展開されるヒンドゥー教の伝統であるサティに関する議論も既発表のものがほぼそのままの形で織り込まれている。これらを考慮すると、『サバルタン』はそれ単体として捉えられるべきではなく、それまでのスピヴァクの思索を検討する作業と並行して読み直す必要があるように思われる。

最後になるが、ポストコロニアリズムの哲学的再考に向けたプロジェクトの「出発点」である本発表に、様々な角度からの意見が寄せられることを期待する。

精神疾患の「種類」に関する考察

山南 達也(東京大学)

2022年3月、アメリカ精神医学会から「精神疾患の診断・統計マニュアル」の新たな改訂版(DSM-5-TR)が刊行された。DSMは精神保健福祉分野に甚大な影響をもたらしてきた文書であるが、精神疾患概念を基礎づけるその内容に対してこれまで様々な批判が寄せられてきたのも事実である。精神疾患とは何か、正常な状態との線引きはいかにして可能か、といった精神疾患の概念を巡る問題群に関する論争は、現在もなお継続している。

本発表では、DSMが精神疾患を個別の疾患(例えば統合失調症や大うつ病性障害)に分類している点に着目し、そうした疾患の「種類」に関する検討を行う。精神医学の研究者は、個々の疾患の本質を探ろうとこれまで様々な神経学的・遺伝学的知見を積み重ねてきた。生物学的証拠などに基づいて「自然を節目で切り分ける」ように各疾患の分類基準を設けようとするアイデアは、精神疾患に関する自然種(natural kind)的な捉え方だと言える。化学元素などと同様に、精神疾患を宇宙に内在する構造の一部だとみなす自然種的な見方は、疾患の病因や予後、治療に関する見通しを得る上で有用な分類をもたらすようになると考えられている。

その一方で、社会的構成の視点を分類に持ち込んだとき、分類とは自然が決定し人間がそれを発見するのではなく、人間によって決定されるものだとみなせる。例えばPeter Zacharは、精神疾患は自然種ではなく実践種(practical kind)であると提唱した論者である。分類法には目的と理由があり、目的に応じて精神疾患にも複数の分類法を考えたり、よりよい分類やより有益な分類という観点からそれらの優劣を比較したりすることができる。自然種は本質主義と相性が良いのに対して、実践種はプラグマティズムや道具主義の考え方と相性が良いと言える。

精神疾患とは自然種なのだろうか、あるいは実践種なのだろうか。この問いを検討するにあたって、もう一つ、次のようなメタレベルの問いについて考えてみたい。すなわち、精神疾患の「種類」が何であるかは、自然が決定しているものなのだろうか、あるいは人間によって決定可能なものなのだろうか。Zachar(2000)は自然種と実践種を二項対立として捉え、後者に軍配を上げている訳であるが、もしも精神疾患の種類が人間によってプラグマティックに決定できるものであるならば、自然種と実践種の二つのアプローチを両立可能なものとして把握できる選択肢があるかもしれない。本発表では、DSMの歴史や、DSMとは独立した新たな疾患分類を組み立てようとしている、アメリカ精神保健研究所によるRDoCプロジェクトの動きなどに触れながら、精神疾患の「種類」についてどのように考えるべきなのかを議論する。

VTuberがVTuberとして現出するということ

——アリストテレスの「デュナミス」および「エネルゲイア」概念を手がかりに——

山野 弘樹(東京大学大学院総合文化研究科)

画面の向こうから私たちに語りかけ、微笑み、そして新たな驚きをもたらしてくれる存在。それが「バーチャルYouTuber」である。当初「バーチャルYouTuber」という言葉は、キズナアイさんが自分自身を指し示すために用いた呼称であった。しかし、キズナアイさんが2016年12月に活動を開始し、2022年2月に無期限スリープを行うまでの約5年の月日の中で、「バーチャルYouTuber」(以下、「VTuber」と表記)という言葉は「キズナアイ」という存在を超え、バーチャルな姿で活動を行うあらゆる配信者たちの総称として用いられるようになった。今や「VTuber」は、様々な企業とコラボをしたり地上波のテレビ出演を果たしたりすることで、私たちの生活の中にも確実に浸透し始めている。本発表の目的は、そうした最新の文化コンテンツであるVTuberの存在様態を分析するための「穏健な独立説」を提唱し、「可能態としてのVTuber」と「現実態としてのVTuber」という区分を導入することを通して、「VTuber」の存在論的な身分を解明することである。なぜ「VTuber」が哲学の対象となるのか？ それは、彼女ら、彼らの存在が存在論的に見て非常に特異な在り様をしているからである。「VTuber」とは生身の人間でもなく、虚構的な対象でもない別の存在者である。それでは、「VTuber」とは一体誰であり、どのように存在し、そしてどこに存在する存在者なのだろうか？ 本発表においては、このうち一点目および二点目の問い(「誰」および「どのように」の問題)に答えることを試みる。

本発表の構成は以下である。まず第一節において、既存の「VTuber」研究において見出されるいくつかの立場(「配信者説」、「虚構的存在者説」、「両立説」)をまとめつつ、それぞれの理論的問題点を克服する立場(「穏健な独立説」)を「アイデンティティ論」の観点から論じる。次に第二節において、「穏健な独立説」を採用したときに生じる「現出」の問題を取り上げ、典型的な「VTuber」が「VTuber」として現出するための条件としての「同期」の現象について論じる。続く第三節において、多様な仕方で鑑賞される「VTuber」の在り様の中で、とりわけ「非同期」状態における「VTuber」の存在様態の問題について論じる。最後に第四節において、改めて「配信者」と「VTuber」の関係性を「可能態」および「現実態」の観点から論じ、典型的な「VTuber」に対する「シームレスな鑑賞」という概念を提唱する。本発表を通して、私たちは「穏健な独立説」の立場から多様なVTuber文化の鑑賞形態を一貫して説明する視座を獲得することができるだろう。

ヘーゲルとメタ哲学

小原 優吉(東京大学)

18-19世期のドイツにおいては「哲学体系」というものが大きな意味を持っていた。例えば、美学者ゾルガーはある哲学徒から「先生、あなたの体系はどのようなものですか？」と質問されたことを告白している。批判哲学の衝撃ののち、当時の思想家たちはみな独自の哲学体系を構築することを試みていたのであり、G. W. F. ヘーゲルもまたその内の一人であった。彼らはカントによる「いかにして正当な形而上学は可能か？」という問いを出発点としながら、日常的な生活や他の諸学問との関連から哲学(形而上学)がその本性からしてどのようなものであり、またどのようなものであるべきかを論じていた。

こうしたかつての「体系」への野心は、現代の私たちには荒唐無稽なものに見えるかもしれない。しかしながら近年になって、英米哲学を背景とする諸動向が合流し、近代ドイツの体系を志向する議論を評価しようとする試みが(極めて萌芽的ながら)生じてきている。諸動向のうち一つは、現代英米哲学において生じている「新ヘーゲル主義」の興隆である。すでに日本でも何度か紹介されている通り、マクダウエルやブランダムをはじめとする現代英米哲学の大家はヘーゲルに対し好意的な言及を行っており、もはやヘーゲルは英米哲学にとって端的に無視すべきものではなくなっている。もう一つの動向は、21世紀以降急速に研究が進められているメタ哲学・哲学方法論的な議論である。この種の研究はまずもって「哲学」という営みそのものを反省的に考察するものであり、「哲学」の可能性そのものを問うものであると言えるだろう。私の見る限り、こうした二つの動向が合流することで、ヘーゲル哲学がメタ哲学に対して有するアクチュアリティを探る試みが徐々に行われるようになってきている。この種の研究成果のうち最も大きなものとして、論集『ヘーゲルの「哲学」概念の意義』およびB. トイニッセンが著した『メタ哲学理論としてのヘーゲル『現象学』』およびの二つが挙げられる。

とはいえこうした試みは未だ萌芽的なものにとどまっている。その理由の一つは、上述の「新ヘーゲル主義」への注目が高まってもなお、伝統的なヘーゲル研究と現代英米哲学との間には隔たりがあるためだろう。とりわけヘーゲルの体系構築論については、その眼目を理解するためには当時の思想状況に関する広範な知見を要求するために、容易な参入は難しい。さらにもう一つの困難は、そもそも「メタ哲学」なるものがどのような研究領域を形成しうるのか明瞭でないことにある。メタ哲学についての議論は、例えば「自然主義」や「実験哲学」といった個別のトピックごとに蓄積されているが、しかしどのような議論の様式がそれを「メタ哲学」たらしめ、形而上学や認識論などの他の領域から区別せしめているのか一見して明らかではない。こうした困難を念頭に置きながら、本発表ではヘーゲル研究とメタ哲学研究を架橋するための一つの試みとして、前述の二つの研究書を中心に「メタ哲学」に関するヘーゲル読解を紹介するとともに、ヘーゲル哲学の観点から「メタ哲学」という研究領域の可能性を考察する。

ロボットの権利の問題について

松尾 彩花(九州大学)

近年のロボット工学のめざましい発展により、倫理学においては、ロボット倫理と呼ばれる分野で盛んに議論が行われている。その中でも、ロボットに対する道徳的配慮は必要であるかというロボットの権利をめぐる問題は、さらなる考察を必要としている。これは、ロボットの外見や行動が人間に近づきつつあるという現代のロボット工学の進歩や、動物や自然といった人間以外の存在の権利が主張されているという倫理学的問題が背景にある。

ロボットは権利をもちうるかという問いは、倫理学者、哲学者、法学者、ロボット工学者など、様々な立場から議論がなされている。権利を認める者もいれば、その可能性を否定する者もいるが、大まかに言えば、それぞれの主張は、特性アプローチ(the properties-based approach)によるものと、関係アプローチ(the relational approach)によるものの二つに分けられる。特性アプローチでは、ロボットの特性(例えば、意識、理性など)に応じてロボットをどう扱うべきかが決定される。他方で、関係アプローチは、ロボットが他者と結んでいる関係に焦点を当て、ロボットをどう扱うべきかを決定するものである。

Joshua C. Gellersは、ロボットの権利をめぐる議論の中で、道徳的権利や法的権利などの重要な用語や概念の区別がきちんと行われていないことを問題とし、それぞれの関係性について整理を行っている。その中で、関係アプローチから特性アプローチに対する批判として、道徳的配慮の必要性は、リスト化されうるような特性を指標として決定されるべきではないという主張が紹介されている。しかし、私は、関係アプローチをとっている論者でも、最終的には特性によってロボットをどう扱うべきか判断しなければならないと考える。なぜなら、ロボットと他者の関係を結ぶ際に行っていることは、意識や理性やコミュニケーション能力といった特性を、ロボットが持つか否かの確認であるからだ。本発表では、関係アプローチをとる論者の主張内容を整理するとともに、それが特性アプローチに帰結することを示したい。

主な参考文献

- Coeckelbergh, M. (2012). *Growing Moral Relations: Critique of Moral Status Ascription*. Palgrave Macmillan.
- Gunkel, D. J. (2018). *Robot Rights*. MIT Press.
- Joshua C. Gellers (2020). *Rights for Robots: Artificial Intelligence, Animal and Environmental Law*. Routledge.

ガブリエル・タルド『模倣の法則』における偶然論 ——創造的偶然としての発明、クールノーの批判的継承——

上田 圭(東京大学)

本発表の目的は、タルドの主著である『模倣の法則』の偶然論を質すことにある。本書は科学としての「純粋社会学」を目指して著されており、模倣が研究対象とされるのも「反復」を扱う科学の使命を果たし、社会領域の検討に専念するためであった。だが宣言とは裏腹に、本書では哲学的論点があちこちで漏出するのを見て取れる。さらにこれらは「純粋に社会的な側面」を越えて他科学の領域に、そして「神秘」と表現される存在論的領野にさえ至る。

哲学的論点の顕著な事例の一つとなるのが「偶然」である。本書の鍵概念に「発明」があるが、これは模倣欲求という自発的傾向が現働化するために「必要な偶然」である。こうした発明だが、基本は模倣の諸系列が束となり一点で偶然にも「幸運な遭遇」を遂げることにより発生するという関係論的な理解がされている。この場合は先行系列の秩序に依拠して発明が得られるため、その継起は「合理的な結びつき」の中にある。しかしタルドは諸系列秩序の隙間にのみ偶然を見出す「外在的」理解には満足せず、「靈感や直観、天才」という超論理的で「内在的」なある種の純粋偶然としての発明にも議論を進める。

発明(=偶然)の存在もまた社会領域に限定されることなく、やはり汎世界的に見出されるとする。発明を中心に反復の波が発散しこれらの波が交錯することで別の発明が継起するが、もし拡散が規則的であるなら新たな発明も規則に準じて生じていき、世界は「ラプラスの魔」の様相を呈するようになる。タルドはこの世界観を認めず、寧ろ全てが不規則に反復する世界像を描き出すが、それは偶然が秩序だった系列の中からも不意に現れ、新たなものを創造するからではないか。こうしてタルドの宇宙は全体として「全ては反復し、何も永続しない」、不規則な展開をすることとなる。

タルドが偶然論を展開するとき、そこにはクールノーの影が付いて回っている。クールノーはラプラスらの数学的確率論を引き継いで独自の哲学的蓋然性を論じた人物だが、タルドは彼を「師」と仰ぐ。偶然概念についても影響はあり、とりわけクールノーが複数の独立した因果系列の「交錯」や「組み合わせと遭遇」に偶然が現れると論じたことは、先の「幸運な遭遇」と構図がよく重なっている。しかしながら実際はタルドは偶然論についてクールノーの忠実な弟子ではなく、寧ろ手厳しい批判を加えることの方が多かった。特にタルドはクールノーの科学的客観主義に依拠した偶然性の外在的理解に攻撃を加えている。

こうして本報告では、『模倣の法則』における偶然という哲学的要素の検討及びクールノーとの照応を通じて、タルドが常にある側面では哲学者であり続けたと同時に、それが常に19世紀フランス哲学の潮流に根差していたものであることを確認する。

「生の技法」としての哲学: ホワイトヘッドにおける進化論と哲学の方法

上田 有輝(東京大学大学院総合文化研究科)

19世紀後半以降、進化の概念は宇宙における人間の位置と来歴を絶えず問い直すものとして哲学において極めて真剣に引き受けられ、さまざまな解釈を与えられてきた。進化概念が喚起した多様な問題の中でも重要なものの一つが、人間の知性や理性それ自体の捉えなおしである。わたしたちの思考能力が、本質的に単なる生物学的適応行動に基づき、あるいはそれに由来するものであるならば、その事実は哲学のあるべき姿、とるべき方法についていかなる示唆を与えるだろうか？人間社会の理想を語り、不変の真理を洞察し、宇宙の秩序を観想しようとするとき、哲学する動物としてわたしたちは一体何を行っているのか？そうした行為においてわたしたちが立脚する理性なるものは、どの程度、あるいはどのようにして信頼に足るものなのだろうか？

19・20世紀転換期に展開したアメリカのプラグマティズム運動やフランスのアンリ・ベルクソンの哲学が、こうした問いに正面から取り組むものであったことはよく知られている。本発表はこのリストに、ベルクソンやジェームズ、デューイの思考様態を「反知性主義の誹りから救う」ことを宣言していたアルフレッド・ノース・ホワイトヘッドの名前を付け加えることを提案したい。すなわち、進化論と理性をめぐる上述の諸問題が、ホワイトヘッドが自身の体系として語る「有機体の哲学」、およびその方法論として説明する「思弁哲学」の双方を支える一つの「進化の哲学」として、彼の思考に伏流していることを示したい。

鍵となるのは、ホワイトヘッドの哲学的名著『過程と実在』と同年に出版されたにもかかわらず取り上げられることの極端に少ない小著、『理性の機能』(1929)である。その冒頭で彼は「理性の機能とは「生の技法」(the art of life)を促進することである」と語り、これを進化論的な「生存のための適応」という技法と比較する。そして同書の末尾では理性の一発現形態として、コスモロジー的な哲学の重要性が論じられる。では、哲学が一つの「生の技法」であるとは、いかなることを意味するのだろうか？あるいは、『理性の機能』のこうした哲学観を、『過程と実在』の哲学をめぐる方法的宣言と読むことはできるだろうか？

本発表では、『理性の機能』の議論に注目し、とりわけ『理性の機能』と『過程と実在』の関係を検討することを通して、ホワイトヘッドにおける進化論と哲学の方法の関係を考察する。

ドゥルーズ『差異と反復』における強度の個体化論とクロソウスキー

人見 隼平(早稲田大学)

ジル・ドゥルーズは、前期の主著『差異と反復』(1968)のなかで、スコトゥスに始まり、スピノザの汎神論を経て、ニーチェ(正確にはドゥルーズ)の永遠回帰によって完成される「存在の一義性」の系譜に関する議論を展開している。ドゥルーズ自身の永遠回帰の存在論は、伝統的な存在論とは異なり、存在の特権性を剥奪し、差異という「存在者」に自由を与える「戴冠せるアナーキー」の思想である。とはいえ、『差異あるもの』の永遠回帰において還帰する差異は、どんな差異でもよいというわけではない。ドゥルーズは差異概念を、質的差異でも延長量の差異でもなく、また自然科学の内包量とも区別される「強度量」および「強度」に見出している。

先行研究では、ドゥルーズの強度および強度量について、ベルクソン論における強度概念、『スピノザと表現の問題』における個体間の内包量による区別説、自然科学の内包量概念等によって説明されることが多かった。しかし、ドゥルーズが「強度」と永遠回帰の結びつきについて初めて言及したのは、1964年のニーチェをめぐるロワイヨモンの会議においてである。そこでピエール・クロソウスキーは、「《同じもの》の永遠回帰の生きられた体験における忘却と想起」と題された発表のなかで、永遠回帰の体験における「強度」について論じている。この発表の後、会議の主催者であるドゥルーズは、全体総括「力の意志と永遠回帰についての諸帰結」のなかで、永遠回帰の世界を「強度の世界」と呼ぶのである。さらに、ドゥルーズが1965年に発表したクロソウスキーについての論文「ピエール・クロソウスキー、あるいは身体-言葉」は、即自的な差異としての強度と永遠回帰の密接な関係について論じており、そこには『差異と反復』(特に第五章の個体化論)に繋がる記述も多く見られる。したがって本発表は、『差異と反復』における強度の個体化論を、クロソウスキー本人のテキストやドゥルーズのクロソウスキー論文を参照することで明らかにしていく。

またその過程で、ドゥルーズとクロソウスキーの根本的な着眼点の違いについても言及することになる。クロソウスキー研究者の山崎雅広は、今年一月に出版された論集『ドゥルーズと革命の思想』(以文社、2022年)の論文「《永劫回帰》の体験と体現——ニーチェからドゥルーズへ、あるいはニーチェからクロソウスキーへ」のなかでドゥルーズのニーチェ解釈を痛烈に批判している。本発表は、この山崎の批判に対してドゥルーズ存在論の研究の立場から何らかの応答を試みたい。

なお、1965年のクロソウスキー論は、たしかに『意味の論理学』に再録されるのだが、大幅な加筆修正がなされており、『意味の論理学』の議論が紛れ込んでいる箇所も多い。したがって本発表では、基本的には1965年に発表された元の版を用いることとする。

テイラーの論理的決定論の妥当性について

清水 大毅(大阪公立大学)

決定論によれば、「すべての出来事はあらかじめ決まっている」そうである。それは因果関係によって決まっていたり、神によって定められていたり、決定論にも様々な立場がある。驚くべきことにリチャード・テイラーは物理法則や宗教的な世界観に訴えることなく、排中律に基づいて決定論を証明した。誰もが認める通り、過去について起きた出来事を変えることはできない。そのような意味で過去の出来事は必然的である。テイラーは、未来についても同じように必然性が成り立つと述べる。テイラーは次のような議論を展開する。なお、Mを「明日海戦がある」、M'を「明日海戦がない」、Nを「海戦を行う命令をする行為」、N'を「海戦を行わない命令をする行為」とする。

- 1 もし M が真であるならば、私は N'をすることができない
 - 2 もし M'が真であるならば、私は N をすることができない
 - 3 M が真であるか、M'が真であるかのどちらかである
- したがって
- 4 私はN ができるか、N'ができないかのどちらかである

このようにテイラーは未来の出来事は確定していることを主張する。現在において、私たちは行動を行うか、行わないか自由に選択できる余地があるように見えるが、テイラーによればそれは錯覚であり、未来の出来事を含めて全ての出来事は確定していると述べる。

本発表の目的はテイラーの議論の妥当性を明らかにすることである。まずテイラーの議論は過去と未来を対称的に扱っている。そもそも未来は実在すらしなないことから、真偽のどちらも当てはまらないという立場が考えられる。それに対し、テイラーは未来においても過去と同様なあり方で実在すると考え、排中律が成り立つことから決定論を導き出している。過去と未来の(非)対称性をどのように考えるかと言うのが一つのポイントである。またテイラーには、上記のような議論とは別に、排中律に訴えて決定論を証明する議論バージョンがある。時間の対称性や、排中律に着目してテイラーの提出した二つの論理的決定論を検討していく。

アウグスティヌスの前期著作における文体の問題

石川 知輝(東京大学大学院人文社会系研究科)

アウグスティヌスの著作は、古代という時代にあって例外的なほど多くが伝承されているという点に加えて、形式や文体の面でも多様であるという点に特徴がある。例をいくつか挙げるならば、論文、対話篇、説教、書簡、聖書注釈、告白などである。本発表では、このうちでも前期著作に範囲を限定し、その文体面での変遷を明らかにすることを試みる。

しかし、どうして文体が哲学の問題となりうるのだろうか。プラトンによるソフィストや詩人と哲学者との峻別という歴史的経緯を想起するまでもなく、一般的に哲学とは「何を語るか」という問題であって、「どのように語るか」という問題ではないとされている。

しかしながら、このような「内容/形式」「何を語るか/どのように語るか」という区別は必ずしも自明のものではないし、少なくともアウグスティヌスに対して無批判に当てはめるべきではない。前期アウグスティヌスが一貫して問題としていたのは、どのようにして健全でない魂に哲学的探求の道を歩ませ、最終的に真理や知恵に到達させるかということである。しかも、アウグスティヌスは自らの魂のみを問題としていたのではなく、対話や著作活動を通して他者に対してある種の教育的効果をもたらすことも意図していた。したがって、彼の著作は単に何らかの哲学的主張を論証するためだけのものとしてではなく、自己と他者の魂に対して働きかけをするものとしても理解されなければならない。この時、文体が決して無視することのできない哲学的意義を持ってくるのである。

したがって、本発表における文体研究は文学理論研究ではなく、前期アウグスティヌス哲学の行為遂行的(performative)な側面に注目するものである。このような解釈方針によって、哲学的議論としては未完成と評価されがちな前期思想の思想的意義を積極的に評価することが可能となるし、より広い文脈では我々が哲学に対して素朴に抱いているドクサの批判的検討にもつながるだろう。具体的に検討するのは以下の問題である。

①対話篇の形式の変遷。最初期の著作が多数の登場人物が討論するポリフォニー的対話篇であるのに対して、後の時期では二者間対話が主要なものとなる。このような対話篇の形式の変遷を、人物間の関係に注目しつつより精緻に分析する。

②教育理論との関連性の検討。『秩序』『教師論』を主要テキストとしつつ、魂の教育や修練といった哲学の目的と著作の形式がどの程度連関しているのかを検討する。

③古代末期における対話篇の系譜。一般に対話篇はプラトンをはじめとする古典古代期を頂点とし、古代末期の対話篇はその模倣に過ぎないとされてきた。これに対して近年では古代末期の対話篇の意義の再評価をする研究もなされている。これらの研究を参照することで、前期アウグスティヌスの思想を古代末期に通底する哲学的潮流の中に位置付ける。

「美的経験の自然化」を正しく位置づける

千葉 汐音(東京大学大学院人文社会系研究科修士1年)

「美的経験(aesthetic experiences)」の本性の解明は、大陸系・英米系を問わず美学の中心的な課題の1つである。英語圏のいわゆる分析系の美学に限ってみても、その概念の定義をめぐる舌戦は近年に至るまで半世紀以上に渡って繰り広げられてきた。一方、より最近の英語圏の美学の中には、心理学や神経科学からの経験的なデータを用いることで美的経験の新たな理解を試みようとする、いくつかの自然主義的な研究も存在する。概念分析から自然主義へと至るこうした研究史は、素朴に見れば、途中に多少の方法論的変更を挟みながらも美的経験という同一の対象を探求し続けることで漸進的な発展を遂げていく、連続的な営みとして捉えることができるかもしれない。しかし、このオプティミスティックな見解は一体どれほど正当化されているだろうか。

本発表ではまず、概念分析から自然主義への方法論的な転換が、具体的に美的経験に関する既存の探究のどのような欠点を補うことになるのかを確認する。「美的経験」概念の分析の例としては、美学者ノエル・キャロル(Nöel Carroll)とロバート・ステッカー(Robert Stecker)の近年の代表的な論争を取り上げることしよう。そこで指摘される両者の議論に共通の欠陥は、それを迂回するための方法として、ある種の自然主義を要請する。

しかし、こうした自然主義的なプログラムを実際に展開していくためには、1つの懸念を解消しなければならない。それは、分析的伝統に属するプログラムにおいて扱われてきた素朴な「美的経験」概念と自然主義的なプログラムにおいて用いられる「美的経験」概念とでそれぞれに結びつけられる記述が異なってきた場合に、それに応じて各プログラム

が扱う対象もそれぞれ別の対象であることになってしまうのではないか、というものである。もしこの懸念が正しいならば、両者は実は主題を共有しない非連続的な2つの研究領域であったという、望ましくない帰結が導かれてしまう。自然主義的なプログラムが美的経験に関する既存の議論の欠点を補い、かつ美的経験という同一の対象についてのものであるためには、私たちはこうした懸念が杞憂であることを示さなければならないだろう。

そこで本発表では、美的経験を、世界の側ですでに成立している固有の一単位、すなわち「自然種(natural kind)」として捉えることでこの課題に応えることを目指す。伝統的な概念分析も自然主義的な研究も、この自然種としての美的経験そのものの探究を目指しているという点においては、同じ対象に携わり続けているのである。特に本発表では、科学哲学者リチャード・ボイド(Richard Boyd)らが唱える自然種の「恒常的性質クラスター説(homeostatic property cluster view)」に依拠し、美的経験が、安定的にクラスター化する諸性質を備えた心的状態からなる自然種であることを示そうと思う。

ハイデガー『存在と時間』における歴史の実存論的な基礎づけについて

倉科 俊佑(東京大学文学部哲学専修課程)

本発表では、ハイデガー『存在と時間』における〈歴史は歴史性に基づく〉という主張が何を意味しているのかを明らかにする。

この主張は歴史が歴史として現れるための条件を、我々が自己の在り方を理解する構造の一つである「歴史性」に還元するものである。周知の通り、ハイデガーは一貫して、存在を問う我々と歴史とを不可分なものとみなしていた。しかし、我々の方が歴史を基礎づけるといふ主張はこの時期にしか見られないものである。常識的に考えれば、歴史は現在の我々に先立つのだから、我々が「歴史的」でありうるのも、その歴史に基づいてであると言えるだろう。実際のところハイデガーも『存在と時間』前後の時期を除いてはそのように考えている。それ故に『存在と時間』の歴史論は、この時期特有の超越論構想に引きずられた逸脱とみなされ、多くの権威的なハイデガー研究から「失敗」とすら評された。『存在と時間』で語られる「歴史」は現在の我々の理解に閉ざされたものであり、歴史が本来内包するはずの多様性や他者性を捨象していると批判されてきたのである。

このような批判に対して、本発表は1924~25年頃の論文や講演に見られる『存在と時間』の歴史論の原型に注目する。そこでは、『存在と時間』においては明言されなかった歴史論の諸前提がはっきりと示されているからだ。

第一に、『存在と時間』の歴史論の目的は、特定の歴史を「何かとして(als Was)」理解するような個別の歴史理解に先立って常に前提される、そもそも「どのようにして(Wie)」我々は歴史に対するアクセスを持ちうるのか、という問題に答えることであった。このアクセス可能性の徴表として導入されたのが歴史性概念である。

第二に、歴史へのアクセス可能性は、〈我々がとりうる在り方の可能性は既に過去によって決定されているのだから、我々が自らの実存を理解する際には歴史によって与えられた内実を受容するしかない〉という「負い目(Schuld)」を自覚することで、過去が我々にとって参照せざるを得ない「歴史」として初めて現れるようになる、というプロセスを経て成立する。端的に言えば、歴史性とは、このような仕方で過去に対して開かれた態度へと我々を移行させる運動のことである。

このように解釈された歴史性は、我々にとってのアクセス可能性という点で歴史を基礎づけてはいるが、歴史を現在の我々の理解の内に狭窄化するものではない。むしろ、まだ我々には隠されてすらいるかもしれない多様な内実を持った歴史に対して、受容的に開かれてあることを我々に要請するものである。この点に、〈歴史は歴史性に基づく〉という主張の背後にある、『存在と時間』の実存論的歴史論が持つ真の射程を見出したい。

フェミニスト認識論における無知と信頼性

大橋 一平(上智大学博士前期課程)

今日、特権的立場にある者の無知に基づく差別的発言やハラスメントが、しばしば問題となっている。その際われわれは、そこでなされたことに対して何らかの悪質さを見て取るがゆえに、反発を覚え、非難を差し向けることがある。しかし、そこで働いている無知の悪質さを主題的に論じることは難しい。

従来の認識論において、無知という問題は、知識の問題ほど主題的には論じられてこなかった。多くの文献で暗黙の了解となっている支配的な標準的見解は、「無知とは知識の欠如あるいは不在である」というものだ。しかし、そのような受動的な無知の定義では、無知が特定の社会構造や、そこで認識実践から積極的に生み出されるものでもあるという点を理解することができない。無知はいかにして、倫理的に悪い動機に基づく認識実践から生み出されるのか。また、無知はいかにして、抑圧的な社会構造のなかで維持または再生産されるのか。さらに無知は、どのような認識的な不正(epistemic injustice)をもたらすのか。フェミニスト認識論(Feminist Epistemology)と呼ばれる議論領域は、従来の認識論に対して、このような問題を投げかけてきた。

本発表の目的は、フェミニスト認識論の主要テーマの一つとして論じられてきた無知の認識論(epistemology of ignorance)という問題を紹介しつつ、そこで提起される問いを、同じく重要なトピックである認識的信頼性(epistemic credibility)との関係から論じることによって、明確化していくことである。

認識的信頼性に関する従来の研究によれば、信頼は、認識的共同体のメンバーとして承認されるための条件であり、認識的生活の可能性は、共有された信頼の複雑なネットワークに依存している。われわれはこの信頼のネットワークのなかで対象の信頼性を判断することによって、その人が認識的に尊重されるに値するか否かを評価する。そして無知は、個々の知る者としての信頼性が、偏見やスティグマなどによって不当に切り下げられることによって生み出されるのである。

本発表が問題とするのは、このような仕方では生み出された無知が、いかにして社会の中で維持、再生産され常態化していくのかということだ。この問題を、無知と無知に起因する信頼性の剥奪が相互に維持、強化しあうことによって引き起こされる、解釈的な周縁化(hermeneutical marginalization)という現象から議論していく。この議論を通じて、社会的に周縁化されている者が置かれている状況に対する無知と、特権的立場にある者の自らの特権に対する無知が、連続したメカニズムによって構造化されていることが明らかとなるだろう。

人工知能は道徳的エンハンスメントの役に立つか

竹下 昌志(北海道大学)

本報告の目的は、道徳判断の際に人工知能(AI)アシスタントを用いることは道徳的に問題なく、加えて道徳的エンハンスメントを達成できることを擁護することである。

近年では、神経系への介入やドーピングなどによる道徳的バイオエンハンスメントに代わって、AIアシスタントを用いた道徳的エンハンスメントが提案されている。例えば、AIアシスタントを理想的観察者として見立て、ユーザーに対して助言し、ユーザーの道徳的意思決定を支援するようなAIが提案されている(Giubilini and Savulescu 2018)。こうしたAIによる道徳的エンハンスメントは、バイオエンハンスメントと異なりユーザーの身体に介入することがないため他の手段より望ましいと考えられている。しかし他方で、既存の提案はユーザーがもつ価値観や個人情報などのセンシティブなデータを必要としているためプライバシーの問題があり、またユーザーがもつ価値観にそった形で意思決定を支援するためそもそも道徳的エンハンスメントにならない可能性があるなどの批判がある(O'Neill et al. forthcoming)。

本報告前半では、道徳判断の際にAIアシスタントを用いて道徳的エンハンスメントを行う場合、どのような問題点があるかを整理する。AIアシスタントの種類や使用環境は多様であり、それに応じて問題点も異なる。例えば、単に質問を受けて答えを出すだけのAIと、ユーザーの心拍数や脳波などの生体情報を取得してユーザー支援をするAIとで、生体情報の取得という問題点は前者のAIには当てはまらない。そこで本報告では、それぞれの問題点が、どのようなAIによるどのような道徳的エンハンスメントを想定しているかを整理する。

後半では、前半で検討された問題点に対してどのように対処できるかを検討する。まず、AIによる道徳的エンハンスメントの既存の提案がそれらの問題点に対してどのように対処できるかを検討する。また、既存の議論で最も批判を受けている、単に道徳的問題に関する質問を受けて答えるだけのAIアプリケーションの利用であっても道徳的エンハンスメントにつながりうることを示し、それを道徳判断に際して利用することを擁護する。

参考文献

- Giubilini, A., and Savulescu, J. (2018). The Artificial Moral Advisor. The “Ideal Observer” Meets Artificial Intelligence. *Philosophy & Technology*. 31, 169–188
- O'Neill, E., Klinecicz, M. and Kemmer, M. (forthcoming). Ethical Issues with Artificial Ethics Assistants. In *Oxford Handbook of Digital Ethics*. Oxford University Press.

メタ倫理学における反実在論は道徳的に間違っているのか

中根 杏樹(慶應義塾大学／日本学術振興会)

メタ倫理学の主題は、道徳的な正・不正、価値、理由など多岐に渡る。だがそのいずれについても、実在論と反実在論の対立がある。本発表では、道徳的な正・不正の問題に焦点を絞り、反実在論への反論の一つに应答する。

ここで扱う反論は、反実在論は道徳的に間違っている、というものだ。この反論は、ロナルド・ドゥオーキンの"Objectivity and Truth: You'd Better Believe it"において展開された。ドゥオーキンによれば、反実在論者は、自分は厳格に哲学的な議論にもとづいて道徳的に中立的な主張を行っている想定するが、この想定は誤りである。彼は厳格性の想定と中立性の想定の両方を批判し、反実在論は道徳的に間違っているがゆえに、誤った立場であると主張する。

では、どのような点で反実在論は道徳的に間違っているのか。ドゥオーキンの議論には不明瞭な点が残っており、この点に関して明確であるとは言えない。したがって、私はまずドゥオーキンが反実在論の何が道徳的に間違っていると考えているのかを明確化する。現在の考えでは、ドゥオーキンは二つの仕方で反実在論を批判しようとしている。第一に、ドゥオーキンの考えでは、反実在論者は、なぜ何かが正しくなったり不正になったりするのかという理由に関して、間違った主張を行っている。反実在論者は、われわれの態度が正不正を左右する理由だと考えるが、われわれの態度は道徳的实践において、適切な理由とはみなされない。第二に、ドゥオーキンによれば、反実在論者は、偽なる反事実的主張を行う。反実在論は、「もし人々が虐殺は不正であると考えようような価値観をもっていなければ、虐殺は不正ではなかっただろう」といった主張にコミットするよう思われる。だが、こうした主張は道徳的に間違っている。

私は、この二つの批判のそれぞれに関して、反実在論を擁護したい。第一に、反実在論者は、正当化に関する理論というよりも説明に関する理論として、すなわち、理由というよりも原因に関する理論として理解されるべきだ。第二に、反実在論者は、「もし人々が虐殺は不正であると考えようような価値観をもっていなければ、虐殺は不正ではなかっただろう」といった主張にコミットする必要はない。反実在論者は、そうした主張は偽か無意味であると考えうる。こうした議論によって、反実在論は道徳的に間違っているわけではない、と結論付ける予定だ。

参考文献

Dworkin, Ronald (1996). "Objectivity and Truth: You'd Better Believe it". *Philosophy and Public Affairs* 25 (2): pp. 87-139.

哲学と弁論の関係から見たキケロとセネカの哲学観

中西 捷渡(広島大学)

紀元前4世紀のアテナイでは、哲学と弁論の対立が見られる。当時の一般的な思潮は、ソフィストたちによる相対主義と、そこから帰結する、弁論による説得こそが真実の決定に重要な役割を果たすという見解に傾いていた。よく知られているように、プラトンはソフィスト的弁論術に対して絶縁状を突きつけ、真理に至る営みとして弁論術に代わって哲学を擁護した。しかし、ソフィスト的弁論術を否定したのはプラトンだけではない。プラトンの同時代人であるイソクラテスは、ソフィストの道徳軽視を批判し、弁論に道徳性を取り戻すことを主張した。両者はソフィスト的弁論術を否定する点では共通している。しかし、道徳性と弁論を調和させることを重視したイソクラテスと、熟議を通して厳密に真理を追究することを重視したプラトンは、哲学と弁論の関係をめぐって対立に陥った。

この二つの哲学観のうち、ローマで優勢を誇ったのはイソクラテスのものであった。ローマの弁論家にして政治家、哲学者でもあるキケロは、哲学と弁論それぞれの分野で最高の才能の持ち主たちが自らの領域のみに没頭した結果、雄弁な哲学、哲学的な弁論を実現できなかったことを嘆き、これらの両分野を融合させるというイソクラテス的な方針を称揚した。そしてこの方針に則り、哲学を含む幅広い学識と弁論の能力を兼ね備えたあり方を理想的な人物像として掲げた。

他方、セネカの発言を集めてみると、キケロとは異なる見解を支持しているように見える。セネカによれば、哲学は極力シンプルな文体で語られるべきであり、凝った文体は話者の倒錯の表れとされる。加えて、セネカは博識に関しても否定的な態度を取っている。これらを踏まえると、セネカの哲学観はイソクラテス・キケロ的というよりは、哲学から弁論術を分離するプラトンの路線に見える。ところが、セネカは雄弁の典型とも言うべきキケロの文体には好意的であり、また自らも博識を垣間見せながら実に雄弁に哲学を語っている。この点を考えると、セネカの哲学スタイルにはイソクラテス・キケロ的な哲学観との親和性も見られる。このように、セネカの哲学観には、表向きに提示されているよりは、複雑な実態をもっていることが推察される。

以上の問題意識から、本発表では、ソフィスト思潮に対するプラトンとイソクラテスの異なる応答を補助線として、セネカが哲学における弁論の位置づけをどのように考えたか、そしてその哲学像はキケロのものとのような相違点を持つのかを検討する。

自己説明的な形而上学的基礎づけ主義についての考察

中川 和彦(東京大学人文社会系研究科)

形而上学的説明とは、いわば実世界の構成的(constitutive)な依存関係を捉えようとする、因果的説明や行為の理由による説明などとは異なったある種の説明である。それはある事実 p に対し、「 p の成立は何に存している(consist in)のか」、「 p を構成しているより基礎的な事実は何か」に応答するような説明である。(もちろんここで構成関係とは何かということなどが問題になるがここでは置いておく。)

この説明関係を踏まえて特徴づけられるのが自己説明的な形而上学的基礎づけ主義である。この立場は、実世界において他の事実(存在者)を形而上学的に説明すると同時に、自身の説明を自身によって与えるような事実(存在者)がある、と主張する。この基礎づけ主義の代表的なものとして、ライブニッツ的な宇宙論的証明によって証明される神の存在や、現代ではNozick(1981)による自己包摂的な(self-subsumptive)自己説明が挙げられる。

しかし通常説明関係というのは非反射的である。すなわち任意の事実 p に対し、 p が p を説明する、ということはない。そしてこのことは「なぜ p であるのか」という問いに対し、「 p であるから」と応答するのが相応しくないように見えることから明らかである。

それでは上の形而上学的基礎づけ主義の場合はいかにして、そのように正しくないように見える自己説明が可能になっているのか。本発表ではこれについて上述の二つの基礎づけ主義を対象としながら考察する予定である。

参考

秋葉剛史, 2014,『真理から存在へ—〈真にするもの〉の形而上学—』, 春秋社。

上枝美典, 2013,『「神」という謎—宗教哲学入門—』, 世界思想社。

Garcia, L, 1986, "Can there be a self-explanatory being?," *The Southern Journal of Philosophy*, 24, No. 4.

Nozick, R, 1981, *Philosophical Explanations*, Harvard University Press.

霊による必然性の説得：後期シモーヌ・ヴェイユのマルクス主義批判と宇宙論

中田 和希(京都大学)

シモーヌ・ヴェイユ(Simone Weil, 1909-1943)の短い生涯においてマルクス主義は繰り返し取り組むべき問題であった。労働者のあり方を考察し、来たるべき社会を展望するさいにヴェイユが最も頼りにし、そしてそれ以上に批判を加えたのがマルクス主義であった。最晩年のロンドンで執筆された未完の論考である「マルクス主義学説は存在するか？」は、ヴェイユによるマルクス主義批判の到達点を示す重要な著作である。

この論考にみられる社会思想としてのマルクス主義に対する批判は、それまでの著作と多くの論点を共有し、再説されたものがほとんどである。しかし、それに飽き足らずヴェイユが最晩年にあえて再度マルクス主義の問題を論じたのは、後期の思索によって獲得された視座から、形而上学の問題として徹底的に批判しつくしたかったからにちがいない。ヴェイユはマルクス主義に唯物論と観念論の低次の混合をみてとり、その核心にひそむ、物質が善を生み出すという目的論に、一種のプラトニズムをもって対峙する。しかし、それはヴェイユ自身の宗教哲学的思索を前提にした議論であり、その含意はヴェイユの他の著作を参照しつつ読み解かれなければならない。

本発表はまず「マルクス主義学説は存在するか？」のマルクス主義批判に持ち込まれているプラトニズム思想を確認し、次にそこに見出される「霊による必然性の説得」という概念の背景となるプラトンの『ティマイオス』の宇宙論がヴェイユの思想においてもつ意義を、主として労働者の生活との関係から検討し、明らかにしたい。

これは性的行為であるがセックスではない

——セックスの哲学における性的行為の概念整理の試み——

長谷 奏音(神戸大学)

性的行為とはどのような行為だろうか。たとえばセックスをすることはそうであろうし、自慰をすることやポルノを鑑賞することも、性的行為であるかもしれない。さまざまな例が頭に浮かぶが、しかし、それはどのような条件によって特徴づけられるものなのだろうか。あるいは、共通する条件などはないのだろうか。

英米哲学圏でセックスについての議論は1970年前後にはじまった。トマス・ネーゲル「性的倒錯」(1968)、ロバート・ソロモン「セックスのパラダイム」(1974)、ジャニス・ムルトン「性的振る舞い もう一つの立場」(1976)、アラン・ゴールドマン「セックスそのもの」(1977)などがその初期のものであり、これらの論文を発端として議論が活発化した。

本発表の1つめの目的は、性的行為についての議論状況の問題点を指摘することだ。現在までの「性的行為とはなにか」を明らかにすることを目指す一連の研究では、「性的行為」と「セックス」という概念が明確に切り分けられずに用いられていたために、概念的混乱が生じていることを指摘する。

2つめの目的は、セックスの哲学という日本において先行研究の少ないこの研究分野の最新の議論を紹介することだ。日本における先行研究に魚住洋一「性的欲望とは何か?——現象学と概念分析」(2009)があるが、これ以降にも2017年にセックスの哲学についての論文集『Philosophy of sex』の第7版が出版されるなど、セックスの哲学は盛り上がりを見せている。本発表では性行為の定義に言及したものを主に扱うことになるが、新しくおもしろいこの研究分野の議論状況を整理し紹介することを目指したい。

参考文献

- Goldman, A. 1977. Plain sex. *Philosophy & Public Affairs* 6(3): 267–287.
Moulton, Janice, 1976 “Sexual Behavior: Another Position,” in: *The Journal of Philosophy*, Vol.73, No.16.
Nagel, T. 1969. Sexual perversion. *Journal of Philosophy* 66(1): 5–17.
Solomon, R.C. 1974. Sexual paradigms. *Journal of Philosophy* 71(4): 336–345.
Philosophy of sex: Contemporary readings [7th edition], ed. R. Halwani, A. Soble, S. Hofman, and J.M. Held,
魚住洋一(2009)「性的欲望とは何か? : 現象学と概念分析」, *Contemporary and Applied Philosophy*, 第1巻.

グラウンディングのimpureな論理について

坪井 祥吾(一橋大学社会学研究科)

形而上学において、基礎性 [fundamentality] に関する問いは重要である。中でも形而上学者が関心を持つのは、非因果的な優先性だ。その種の優先性は「なぜならば」や「おかげである」といった表現によって選出されるような形而上学的関係で、たとえば次のような言明に表れている。「心的事実が成り立つ。なぜならば、関連する神経生理学的事実が成り立っているからだ。」「この紙切れが千円札であるのは、それが造幣局で印刷されているおかげである。」これらの言明はいずれも、後者の事実が前者の事実よりも基礎的であるような事例である。近年、形而上学者たちはこの種の形而上学的基礎性のことをグラウンディングと呼び、盛んに議論している。上の例は、グラウンディング論者の語り方では、「神経生理学的事実が成り立つことが心的事実が成り立つことをグラウンドする」「この紙切れが造幣局で印刷されていることがそれが千円札であることをグラウンドする」となる。

しかし、こうしたグラウンディングの主張は、正確なところ何を意味しているのか？ より根本的な問いとして、そもそもグラウンディングとは何か？ 近年、こうした問いへの論理的な観点からの議論が盛んに行われている。そうした議論においては、グラウンディングの言明を含む推論規則を取り決めることや、グラウンディングの言明の真偽を決定するモデルを構成することを通じて、グラウンディングという概念の明確化が目指される。

本報告では、まず、Fine (2012a, 2012b) が提出しているグラウンディングの「pureな」論理(文記号とグラウンディング・オペレータのみを含む論理)を簡単に紹介し、続いて、その論理を真理関数を含んだ「impureな」論理へといかにして拡張するのがよいのかを検討する。その際、グラウンディングの「worldlyな」理解と「表象的な」理解のどちらへコミットするのが本質的に重要であることが示される。

参考文献

Fine, Kit (2012a). Guide to Ground. In Correia, Fabrice & Schnieder, Benjamin (eds.), *Metaphysical Grounding*. Cambridge University Press. pp. 37–80.

——— (2012b). The Pure Logic of Ground. *Review of Symbolic Logic* 5 (1):1–25.

フェリックス・ガタリにおけるスキゾフレニー

田中 佑樹(大阪大学人間科学研究科博士前期課程2年)

本発表は、フランスの思想家・精神分析家・運動家であるフェリックス・ガタリのスキゾフレニー概念の画定を試みるものである。ガタリは一般に哲学者ジル・ドゥルーズとの共著、「資本主義と分裂症」シリーズで知られるが、同シリーズでは「スキゾ分析」概念が重要な位置を占めている。日本においては浅田彰がドゥルーズとガタリの哲学を紹介したが、そこで浅田が構造の外へ逃れる存在として「スキゾ・キッズ」を称揚したことは有名である。またガタリが神経症優位のラカン派精神分析を批判し、スキゾフレニーを軸に据えたスキゾ分析を提唱したことから、ガタリはスキゾフレニーの思想家として捉えられてきた。しかしここには大きな誤解がある。ガタリはスキゾフレニーをポストモダンの英雄としたいわけではなく自ら注意を促しているのだ。またガタリにおけるスキゾフレニーは一般に分裂症、分裂症、統合失調症などと訳されてきたが、こうした精神医学由来の訳語を与えることは精神医学への批判的立場を持つガタリにおいて不適切であることが指摘されてきた(松本(2013))。確かにガタリはスキゾフレニーから大きな思想的源泉を得つつも、一方でそれを完全に肯定するわけではないというアンビバレントな態度を持っていた。

そこで本発表はこのガタリにおけるスキゾフレニーを次の2つの方向から明らかにする。

まずスキゾフレニーの実像の画定を行う。ガタリにおけるスキゾフレニーが精神医学におけるそれと違うのであれば、一体どのような人々を指していたのか。最も重要な参照項となるのは精神分析家ジャック・ラカンである。ガタリはキャリア初期をラカンに師事し、大きな影響を受けている。ガタリのスキゾフレニー観がラカンからの影響を受けていることは先行研究によって指摘されているが、その差異は強調されてこなかった。ガタリとラカンのスキゾフレニーの捉え方の類似性と差異を確認しながら、ガタリにおけるスキゾフレニーの実像を画定する。

次にスキゾフレニーと精神病の差異を明らかにする。ガタリははじめスキゾ分析をスキゾフレニーに関係づけていたが、後年になると精神病に関係づけることが多くなる。奇妙に思えるこの用語選択の変遷を手がかりに、ガタリにおけるスキゾフレニー観の時期的な違いを考察したい。それによってガタリにおけるスキゾフレニーの全体的な意義を浮き彫りにする。

マックス・シェーラーにおける「共同感情」の位置づけ

渡辺 朱音(筑波大学)

本発表は、マックス・シェーラーの主著のひとつである『同情の本質と諸形式』のテキスト読解を主な方法として、彼の現象学的他者論のなかで「共同感情」が愛と知覚というふたつの異なる他者体験を架橋する現象として位置づけられることを明らかにする試みである。

マックス・シェーラーは、フッサールに学んだ初期現象学者として、また、哲学的人間学を構想しその後のドイツ哲学や精神病理学に寄与したことで知られている。彼の中期思想においては、情緒的な生の体験を本質的な価値把握であると位置づけたうえで、それらの具体的本質を、現象学的本質直観によって明らかにしようとする。シェーラーの現象学的研究は、情緒的な生の意味から立ち上げられる倫理学の基盤を為すものである。本発表で取り上げる「共同感情」は、われわれが日常的に使用する「共感」あるいは「同情」という語によって意味される現象をシェーラーが細分化し、そのうちで真の共感形式であるとするところのものである。共同感情は、彼がその独自の意味を論究しようとする情緒的な生の体験のひとつであり、身体的・心理的な感覚とは異なる、より高い作用あるいは機能のひとつであるとされる。すなわち、共同感情は身体や心理的な領域(これらの領域をシェーラーは生命と呼ぶ)とは別のところで、シェーラーの語で言えば人格や精神の領域において他者とその感情を共にすることであるとされるのである。

しかし、ここで共感とは心理的はたらきであるとも言えるのではないかという素朴な疑問が生じる。共同感情は完全に精神の領域でのみ可能になるはたらきであるとは言えず、生命的な領域においても可能でなければならないのではないだろうか。本発表では主にこの疑問の解明を行うことで、共同感情こそが、彼が精神領域における作用とする愛と、生命領域における機能とする他者知覚とを架橋する、二重性をもったはたらきであることを検討する。シェーラーの共同感情がどのような特徴をもつ現象であり、他の情緒的体験とどのように関連するのかを確認したのち、シェーラーにおける他者知覚における「直接知覚」の内実を示す。そのうえで、共同感情と愛、共同感情と知覚との関連を明らかにすることで、共同感情のはたらきの二重性とその役割について考察する。本発表の試みは、シェーラーの現象学的な他者知覚論と倫理的な人格論とを接続させることで、他者の知覚という自他区別の起源ともいえる問題と、人格としての他者と関わり合うという倫理的態度との分断を解消し、地続きの問題として論じる道を開くものであるといえる。

両義的なものの差異は根源的か？

—レヴィナス『存在するとは別の仕方』に於ける主体性の内的構造について—

藤本 崇史(神戸大学)

エマニュエル・レヴィナス(1906-1995)の主著『存在するとは別の仕方 或いは存在することの彼方へ』は、結論の不可能性が強調されている上に、記述の仕方に於いても同語反復や誇張法、否定辞が多用されており、彼の著作の中では際立って異質かつ難解なテキストとなっている。しかし同書は既に20世紀の「古典」たる哲学書であることは疑いようがなく、今こそ再び同書の革新性を掘り出し、その現代的意義を問う必要があるだろう。

「存在するとは別の仕方」とは、意識に先立って主体性に刻印された「責任」の無一起源性(*l'an-archie*)たる様態を指す(AE 33)。故に同書を理解する為にはまず主体の主体性、すなわち意識よりも根源的なものとされる「主体性」の内的構造を明らかにしなければならない。別の仕方と言うなら、同書は「主体の破壊(*destitution*)ないし脱一定立(*dé-situation*)が意味を得る」(AE 233)べくして書かれた、革命的かつ歴史的な主体論なのである。これは「存在すること、存在者、更には両者の「差異(*différence*)」から成る結合関係を掻き乱すところの殊異(*exception*)を、主体性の内に見出すこと」(AE X)という命題が同書の主張の一つであると述べられていることから明らかであるが、この箇所「差異」という語に括弧が付されている点に注意しなければならない。なぜなら同書を通じてレヴィナスは、「差異」をこの引用とは全く反対の意味、すなわち関係を掻き乱す側としての主体性の内なる時間性、自同性の内なる位相差(*déphasage*)としての「隔時性[*diachronie*]」に於いて語っているからである。

本発表はその第一歩として、主体の自同性の分裂に纏わる記述の中身、すなわち「同の内なる他[*l'autre dans le même*]」という形で主体を不断に異化する「内奥性(*intérieurité*)」を明らかにすべく、こうした主体性の構造化にまつわる「差異」がそもそも何を指しているのかを考察する。更にはこのような主体性に於ける内奥的「差異」が、如何にして両義性或いは正反両立性として論じられているのか、そしてこの「差異」は湧水の如き同書の言説を如何に賦活し得るのだろうか。主体に刻印された殊異たる「内奥性」が、主体を異化すると共にその自同性を分裂させるところの構造を明かすこと、そしてこの分裂を明かす主体の両義性の具体的な記述に於いて、決して存在論に与することのない「隔時性」や「語ること」が、共時性や「語られたこと」と正反両立的である一方で、その共存が通約可能性へと転じることがないことを示すこと、以上の二点が本発表の課題となるだろう。

サイエンスとアートは世界をどう認識するのか？

*True Enough*を中心にキャサリン・Z・エルギンの認識論を紹介する

難波 優輝(newQ)

本発表では、美学と認識論で興味深い研究を行っているアメリカの哲学者、キャサリン・Z・エルギンの認識論を、*True Enough*を中心に、ネルソン・グッドマンの世界制作論を補助線にして、可能な限りまとめて紹介してみたい。

エルギンは、*With Reference to Reference* (1983)にて、ネルソン・グッドマンの記号論を彫琢し、続く、*Reconceptions in Philosophy and Other Arts and Sciences* (1988)にて、グッドマンと共著で芸術と認識論の関係を論じている。

Considered Judgment (1996)のなかでは、反照的均衡を合理的な認識の基礎においており、*Between the Absolute and the Arbitrary* (1997)では、メタファー論や記号論とともに事実の構築性や信念に関する議論を行っている。最新刊である*True Enough* (2017)では、科学は適切な誤り(felicitous falsehood)を反照的均衡の中で提示する営みであるとして、ダンスやフィクションの認識論などを取り上げることで、科学的認識と芸術的認識の相同性についても語っている。

芸術がどのような認識的営みと関わっているのかについて、美学のなかでも文学作品の認識的価値を中心に議論がなされているが、科学的認識論との関連では深く論じられていないように思われる。エルギンの議論は認識論の研究者のみならず、美学における認識論に関心のある人々の興味も惹くだろう。

エルギンの認識論は、彼女が参照するように、グッドマンによる『事実、虚構、予言』に見られる反照的均衡のアイデア、『芸術の言語』で構築された記号論、『世界制作の方法』において提示された世界制作論の豊かで独特な発展と捉えることもできる。そこで、グッドマンの思考との比較も適宜行えればと考えている。

参考文献

- Elgin, C. Z. 1983. *With Reference to Reference*, Hackett.
———. 1996. *Considered Judgment*, Princeton University Press.
———. 1997. *Between the Absolute and the Arbitrary*, Cornell University Press.
———. 2017. *True Enough*, MIT Press.
Elgin, C. Z. & Goodman, N. 1988. *Reconceptions in Philosophy and Other Arts and Sciences*, Routledge. (N・グッドマン&C・Z・エルギン、『記号主義——哲学の新たな構想』菅野盾樹訳. みすず書房, 2001年)
N・グッドマン. 1987. 『事実・虚構・予言』雨宮民雄訳. 勁草書房.
N・グッドマン. 2008. 『世界制作の方法』菅野盾樹訳. 筑摩書房.
N・グッドマン. 2017. 『芸術の言語』戸澤義夫&松永伸司訳. 慶應義塾大学出版会.

理想国に哲学者と民衆の合意は存在するのか

平石 千智(学習院大学)

プラトン『ポリテイア』においてソクラテスが語る理想国は、今日にいたるまで多様な解釈にさらされている。その一因は、プラトンによる過激な政治思想にある。国家の構成員を三つに階級分けし、特別な教育を施された哲学者が支配者層となり、嘘を用いつつ他の階級を支配する様は、ポパー、クロスマンなどにより「全体主義的」として糾弾される。他方、そのような潮流に対する反動で、フェラーリ、アナスなどによる『ポリテイア』の非政治的な解釈が台頭した。しかし近年は納富、内山などにより『ポリテイア』という題名の意味に立ち返り、『ポリテイア』を政治的に読みつつ理想国を擁護する動きが顕著に見られ、これは日本の『ポリテイア』研究の主流となっている。しかしいずれの解釈も、理想国を考察する際に、理想国における民衆の扱いという視点が欠けている。

本発表ではプラトン『ポリテイア』を政治的に読みつつ『ポリテイア』を擁護する解釈を民衆という点から再度検討することを目的とする。納富は、理想国における民衆は合意の上で哲学者による支配を受けているとして理想国を擁護する。節制とは支配者と被支配者の間で「どちらが支配すべきかということについて成立する一致」という『国家』内の記述を論拠とし、理想国は民衆による合意があるのだから全体主義的ではないと主張するのである。しかし、ここで述べられている節制は、果たして納富が想定しているような、全体主義を否定する論拠となりうるような「合意」を経て達成される徳なのだろうか。

本発表で主題とするのは、国家及び魂の三部分説と、それらのそれぞれの部分に備わるとされる知恵、勇氣、節制の三つの徳の非対称性、ならびに節制の徳の特殊性である。『ポリテイア』では、哲学者階級、理知的部分には知恵が、戦士階級、気概的部分には勇氣がそれぞれ備わるとされているが、民衆階級、欲望的部分に備わる節制の徳は、哲学者階級、戦士階級にも備わっており、節制は国家全体に行きわたっている徳であると述べられている。すなわち、民衆階級、欲望的部分には固有の徳が認められていない。この点から、節制は他の二つの徳とは異なり、一つの部分のみで達成できるものではなく、その行為の対象となる部分を必要とする徳であることを明らかにする。すなわち、節制は哲学者、及び理知的部分が民衆、及び欲望的部分を制御することであり、行為の主体はあくまで哲学者、理知的部分にあるのである。したがって、民衆、欲望的部分にも節制の徳が割り当てられているのは、民衆、欲望的部分がその徳を有しているというわけではなく、節制の徳を達成するために必要な部分であるという理由で割り当てられているに過ぎない。この点から、理想国では民衆と哲学者の間に双方向の合意が成り立っているわけではないということを明らかにする。

アリストテレスの「道具的理性」と人工知能(AI)について

李 倩(神戸大学)

今は人工知能(AI)が急速に発展している時代である。しかし、AI技術の急速な発展に伴い、人間の生活にも多くの新たな挑戦もたらされてきた。そのため、我々人間は自分自身と知能機械との関係について再検討する必要がある。実際、今から2000年前のアリストテレスの理論を振り返ってみると、AIの発展に対して参考になる発想を見つけることができる。筆者はアリストテレスの古典思想から現代の問題を検討することで、新たなインスピレーションを得ることができると考えている。

アリストテレスの思想とAI技術に関わる先行研究は、主にアリストテレスの理論学と実践学の観点から考察したものである。というのも、その論点の多くはアリストテレスの論理思想、範疇論及び実体—属性、奴隷論、魂、理性、徳倫理などに集中している。本稿の目的は、主に先行研究を踏まえた上で、アリストテレスの理性及び徳倫理思想を中心に、アリストテレスの古典思想と現代AI技術との関連性を分析することである。AIはただ人間を模倣しているにすぎないという見方がある。アリストテレスの理論から分析すると、人間にとってはAI技術がある種の道具のような存在であり、本質的にある種の所有物である。道具の中では、あるものは生命のあるもの(奴隷など)であり、あるものは生命のないものである。知能機械は勿論生命のない道具に属している。そして、機械のような道具は人間の命令を聞いてその指令される仕事を遂行する能力が備われる。例えば、岩田(2010)の研究においては、そのような能力を「道具的理性」と呼ばれる。だが、アリストテレスによると、人間は生まれつき理性的動物であり、理性が技術的、道具的理性ではなく、倫理的価値(善悪、正義などを判断できる)を認識して実践する理性である。以上の観点を踏まえて、本稿は大きく以下の二点から構成される。まず、アリストテレスの理論を用いて、道具的理性の所有と本来の人間の理性の所有とは同じものではないが、その両者にいかなる繋がりがあるか、そして互いにいかなる影響を与え合っているかを検討する。その上で、アリストテレスの言う主人と奴隷の関係が人間と知能機械の関係と一致しているかどうかを考察する。次に、人工知能の発展は道徳的基準から離れないことから、本稿はアリストテレスの徳倫理学に基づいてAI技術の発展に対する啓示を分析する。そして、人工知能の開発によって多くの自動機械が人間の代わりに働いている。これが人間の生活(特に思慮する能力)にいかなる影響を与えるかを考察する。

具体的には、本稿は、まず研究背景と先行研究の検討を通じて問題提起を行う。次に、アリストテレスの理性論に基づいて、道具的理性と人間の理性を詳しく分析する。最後に、アリストテレスの徳倫理学の思想を用いて、道徳的人工知能の開発に向けた提案を試みる。

参考文献(アブストラクトで言及したもの)

石川義正(2020)、『政治的動物・Prologue 超過する動物たち』、河出書房新社。

岩田靖夫(2010)、『アリストテレスの政治思想・第4章 奴隷論—その正当化の論理と超克の可能性』、岩波書店。

グッドマンの記号論における例示概念と芸術の認知的価値

汪 瑾如(東京大学大学院)

本発表の目的は、ネルソン・グッドマン(Nelson Goodman)の芸術の記号論がどのようにして芸術の認知的価値を説明しているかを明らかにすることである。

ベリス・ゴート(Berys Gaut)によれば、美的認知主義者(aesthetic cognitivists)は、「芸術は私たちに瑣末でない知識を教えることができ、そしてこの機能が芸術の芸術としての価値を部分的に決定する」と信じている。その立場の擁護者は「芸術がどのように認知的機能を持っているか」という問いについて、さまざまな説明を提供した。その中で、分析美学者ネルソン・グッドマンは記号論のアプローチを取り、その問題に答えてみた。グッドマンは、世界制作論と記号システム理論を提唱し、記号としての芸術と科学が、世界ヴァージョン制作の手段および世界認識の方式であると主張している。つまり、芸術活動が科学的探求(scientific inquiry)と同様に認知的目的を持つ探求活動となることがグッドマンの主張である。

記号論の観点から見ると、上記の問いに対し、もっとも問題なのは、表現芸術(expressive arts)および概念芸術(conceptual art)が現実世界に存在する事物を外延指示(denote)していないようであるので、知識を与えられないのかということである。それらの問題を解決するために、グッドマンは、「例示(exemplification)」の概念を導入し、感情の表現が基本的に記号の活動であることを示している。

しかしながら、グッドマンの例示と表現に関する理論は定義不明であったり、あるいは説明不足であったりと、多くの問題を抱えていた。そこで、キャサリン・Z・エルギン(Catherine Z. Elgin)をはじめとして、グッドマンの理論を支持する論者は補足的な議論を行い、「例示」という記号作用の重要性を強調した。一方、それに反対する論者は例示の仮説の欠点を指摘した。本発表では、これらの議論を踏まえ、まずグッドマン芸術の記号論に関する議論の前提として、彼が主張した認識論の諸概念を説明する。そして「例示」について諸問題を明らかにした上で、芸術の認知的価値を証明しようとする。つまり、ここで本発表が目指すのは、例示の概念と芸術の認知的価値との関係である。

合理的なアクラシアはいかにして可能か

高山 馨(東北大学)

本発表の目的は、一般に非合理とされるアクラシアの検討を通じて、行為の合理性、すなわち実践的合理性についての一つの見解である「理由応答性テーゼ」を擁護することである。その過程で、「アクラシアは常に非合理である」という主張を拒否し、「合理的なアクラシアが可能である」という主張を擁護する。

「合理的なアクラシア」という語はそれだけで何か矛盾めいた問題を抱えているように思われる。なぜなら、自分がすべきでないと思っていることを行ってしまうアクラシアは、われわれの実践に関する非合理的な振る舞いの典型例だと考えられてきたからである。しかし、比較的近年、アクラシアが常に非合理だとするこれまでの想定は間違っており、合理的なアクラシアが存在するという主張を擁護する論者が登場している(例えば、Audi 1990; McIntyre 1990; Arpaly 2000, 2003; Brunero 2013)。彼／彼女らの主張は、合理性についての次の二つの区別を理解することで整理することができるだろう。すなわち、「構造的合理性」(態度的整合性テーゼ)と「実質的合理性」(理由応答性テーゼ)の区別である(Kiesewetter 2017, Worsnip 2021)。

実践的合理性についての一つの見解では、合理的であるということは、行為者の心的状態が適切に関係しあっていることである。この「構造的合理性」の見解のもとでは、合理性の規範性は、さまざまな合理性の要求が体系化されたものとみなされる。そのような構造的合理性の要求の一つとして考えられるものが、態度の組み合わせの不整合を避ける、エンクラシア的要求(あるいは反アクラシア的要求)である。他方、実践的合理性についての別の見解では、合理的であるとは行為者が自身の持つ理由へ適切に応答することだとされる。この「実質的合理性」と呼ばれる見解のもとでは、合理的なアクラシアの存在が認められる可能性がある。上述の論者たちの多くは、実践的合理性の理解を、構造的合理性から実質的合理性へとスライドさせることで、あるいは両見解を折衷させることで、合理性のアクラシアの存在可能性を主張してきたのだとみなすことができるだろう。

問題は、合理性についての両見解は、どのような関係にあるのかという点である。つまり、構造的合理性和実質的合理性のどちらか(あるいは両方)が誤っているのか、それとも、一方を他方に還元ないしその元で解釈することが可能なのか(一元論)、はたまた、両者はそれぞれ全く異なるのか(二元論)、という問題である(Worsnip 2021)。本発表では、アクラシアなどの非合理的(だとされる)事例を検討し、行為を正当化する理由について分析することで、少なくとも、実質的合理性の理由応答性テーゼが妥当であると主張する。

ガダマーの芸術論における「象徴」概念の逆説

土方 尚子(中央大学大学院文学研究科哲学専攻)

ガダマーの芸術をめぐる思索は、概念史的な変遷のなかにみずから身を置くことをつよく自覚しながらも、自身の思想的蓄積の集大成である『真理と方法』を軸足としつつ、たえず新たな思考の地平へと乗りだす変容の過程そのものであったといえる。本発表で試みるのは、美学史上さまざまな内実を擁してきた「象徴」概念を、ガダマーの芸術論および解釈学的思想の内実にとくして再検討することである。

ガダマーの芸術論のうちで「象徴」概念をめぐる言及が見受けられるのは、具体的にいえばおよそ三つの局面に大別される。すなわち、『真理と方法』第一部における第一章第二節および第二章第二節、そして1974年の論考「美の現前性:遊び、象徴、祝祭としての芸術」である。『真理と方法』ではじめに象徴が扱われるのは、近代美学の主観主義化をめぐる議論がなされる文脈においてである。そこでガダマーは、従来の美学史上の象徴とアレゴリーとの対立関係を引き合いに出し、体験芸術や天才美学の興隆とともに象徴が美学上の普遍原理に拡張されたことによって優位性を獲得したという概念史的な記述を行なっている。それに続く「芸術作品の存在論」が展開される段階では、造形芸術について論じる「像(Bild)」概念の分析のなかで象徴がとりあげられる。像の存在性格は、「純粋な指示(Verweisen)」としての記号と「純粋な代表(Vertreten)」としての象徴との中間的性格として特徴づけられる。しかし厳密に言えば、記号や象徴はあらかじめ理解されてきた意味的世界を前提にしており、「意味が生起」する像の存在性格とは本質的に区別されることになる。ところが晩年の論考「美の現前性」にいたると、上で述べた象徴の「代表的」な存在性格は「美や芸術の意義深さをなすものは何か」という問いにたいする精確な指標とみなされる。つまり芸術とは、人間の有限性を認識させながらも超越的なものの意味の総体の理解へとひらくものであり、それによって象徴はガダマーの芸術論全体にたいして効力をもつようになるのである。それはいつけん観念論的な象徴美学への揺り戻しにも思われるが、ガダマー自身はあくまで「芸術作品の存在論」の立場を堅持する。芸術作品の意味は指示(Verweisen)と秘匿(Verbergung)のわかちがたい対立作用にもとづきながら作品がまさに「存在する」ことに依拠するという存在論が、「芸術という象徴的なもの(das Symbolische der Kunst)」という概念のもとに展開されることになるのである。

以上のように本発表では、『真理と方法』の芸術論における象徴の導入およびその原理的位置づけを確認し、後期の論考「美の現前性」で論じられる象徴の内実について検討する。その一連の議論をつうじて、ガダマーが論じる「象徴」概念そのものを、彼の芸術論の内部で生じる「逆説的な転換」として再解釈することを試みたい。

★ フォーラムからのお知らせ

『哲学の探求』49号刊行のご報告

『哲学の探求』(以下、『探求』)は、前年のフォーラムに基づく論考を収めたフォーラム機関誌です。現在、ホームページ上で、最新の第49号(2022)を含む、現在、第20号(1992)以降のこれまでの『探求』バックナンバーは電子ファイル(pdf形式)にて公開しております。

最新刊には、昨年のフォーラムで開催されたテーマレクチャー「現代認識論」について、飯塚理恵先生による「認識的不正義」および、萬屋博喜先生による「認識的不同意をめぐる論争」を掲載しております。それに加えて、個人研究発表による論文10本を収めた充実の内容となっております。

『探求』は電子化・ホームページ上での無料公開に伴い、2020年より紙媒体バックナンバーの販売を停止する運びとなりました。過去の冊子の購入をご希望されている方々には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただければ幸いです。

若手フォーラム・ウェブサイトについて

若手フォーラムに関する情報は主にウェブ上で公開しております。また、告知事項は **twitter** でもつぶやいております。情報の共有や確認、若手研究同士での若手フォーラムの紹介などにご利用いただけますと幸いです。ウェブサイトに関しましてご意見・ご要望がありましたらお知らせください。

ホームページ: <http://www.wakate-forum.org/>

twitter: @wakateforum

2022年度若手フォーラム世話人(順不同)

柳田詩織	総務	東京大学
坂本美理	フォーラム会計・宿泊	東京大学
西本優樹	フォーラム施設	北海道大学
高萩智也	テーマレクチャー	慶應義塾大学
田中奏夕	HP・Twitter	千葉大学
中根杏樹	通信	慶應義塾大学
澤崎高広	『哲学の探求』編集	国立情報学研究所
雨森春香	『哲学の探求』編集	東京大学